

第五十八回
国会

参議院物価等対策特別委員会會議録第十二号

昭和四十三年五月十七日(金曜日)
午後一時三十二分開会

委員の異動
五月十七日

辞任

渡辺 勘吉君

補欠選任
松永 忠二君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大森 久司君

岡本 悟君

櫻井 志郎君

村田 秀三君

田代富士男君

委員

大竹平八郎君

木村 睦男君

任田 新治君

山本 杉君

木村美智男君

国務大臣

厚生 大臣

農林 大臣

通商産業大臣

国務 大臣

政府委員

公正取引委員会
委員長

経済企画庁国民
生活局長

厚生省環境衛生
局長

厚生省薬務局長

農林省農林経済
局長

山田 精一君

八塚 陽介君

松尾 正雄君

坂元貞一郎君

大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

国税庁直税部長

国税庁間税部長

厚生省公衆衛生
局長

厚生省環境衛生
局長

厚生省衛生課長

局食品衛生課長

局食品化学課長

森本 修君

岡田 寛夫君

高島 節男君

朝永 良夫君

坂入長太郎君

川村博太郎君

佐藤 健司君

綿淵 茂君

野津 聖君

小高 愛親君

本日の會議に付した案件
○消費者保護基本法案(衆議院提出)

○委員長(大森久司君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。
これより、消費者保護基本法案(衆議院提出)(衆議院提出)を議題といたします。
本法案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。木村君。

○木村美智男君 大臣がたいへんお忙しいようですが、大臣を重点的にやりまして、大臣の關係の質問の間に政府委員の皆さんにお伺いするようにします。で、そういう意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。

第一番に、通産大臣にお伺ひしたいんですが、きのうの新聞をちょっと拝見しますと、政府として、何か、この前私が通産大臣にお伺ひをした、例の大型合併の問題について、大臣は非常に率直

に、弊害の心配もあるということを認められて、きわめて慎重にこれから対処されるような態度の表明があったわけでありました。しかし、きのうの夕刊等に述べたのは、あとで官澤大臣にお伺ひしなればならぬのですが、政府として何か両者の合併は好ましいというようなこと、したがって、公正取引委員会がこの合併を承認するように望んでいるというようなことについて、つまり閣議なり経済關係懇談会の中で統一見解をお持ちになられたのかどうか、この点、ひとつ通産大臣にお伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 國際競争力を強化するために大型の合併をすることは、方向としては望ましい、こういうことを言ひまして、ただ、これにはもちろんいろいろな問題が残されておることを念頭に置きながら私は発言しておる次第でございます。その点が十分に表現されていないとすれば、私の真意を十分に伝えたものではないのでございますから、その点御了解を願ひたいと思ひます。

○木村美智男君 大臣、伺っているのは、つまり、一応、國際競争力を強化することになる、ならぬというやつは、これはきょう論争しようと思ひていないし、私は、官澤長官も来ておられるから、ざつぱらんに申し上げますが、きのう官澤長官が、「政府としては」ということで各新聞が載せておる。椎名通産大臣個人がとか、官澤長官個人がということなら、個人の見解として伺うんですけれども、「政府としては」両社の合併は好ましいと考へており、公取委が承認することを望んでおる。、こういうふうな語ったようになってくるから、これは官澤長官にもひとつあとかから伺いたいんですが、最近の機会において——この間、政府としては、これは独立性を持っている公取という關係もあるんで、ひとつ慎重にしよう

じゃないかというようなことの閣議の申し合わせをしたといういきさつも私伺っておる關係から、きのうの新聞に出てくる「政府としては」ということは、具体的に閣議協議会なり、あるいは閣議においてそういう申し合わせをされたのかということを通産大臣に伺っているわけなんです。これは、具体的に、あるならある、なければない、こういうふうな言ひをいただきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まだ、閣議協議で、そういう点に關する思想の統一ができたわけじゃない。でございます。

○木村美智男君 それでは、もう一つ通産大臣にお伺ひしておきたいんですが、通産次官——事務次官というのは、どうも国会にちよいちよい出てきてもらうわけにいかぬものだから、あつちこつちで放言されても……言ってみれば、ちよつちといろいろものを言う機会がないんですが、今度はぜひこの問題で、次は、大臣じゃなくて、次官に来てもらいます。おたくの山本次官は多少、大臣のこの間の慎重な私に対する答弁とは違ひまして、この合併問題では、内部に向いては山本次官がラッパを吹いておるので、これは大臣、ちよつちうまくない。

そこで、どういふことがうまくないのかということ、なかなかいいことを書いてあるんですよ。最近の大型合併の問題で積極的な推進派と見られる通産省の首脳部は、寡占の弊害を除くような仕組みを考へているというふうなことで、だんだん國會のいろいろ出される意見を尊重しているという態度が新聞に出てきているわけなんです。ところが、そのあたりのほうで、くっつけて言っていることは、合併によって生ずる利益の一部というものは消費者にも還元するはずだというふうなことを……はすだとか、はずでないとか言う前に、

これはの前も大臣に言ったように、八幡の社長は、ちゃんと公式の席上で、競争の緩和と価格の安定が今度の合併のねらいである、直ちに消費者の利益に還元しろなんということは、それはわしは考えていない、それはちゃんと蓄積ができて企業が安定したあとでコストダウンがある程度可能になったら、そのときには消費者のほうにも多少おすそ分けすることも考えましよう、ということを書いて、ちゃんと本人が正確に合併のねらいとをいうものを書いているにもかかわらず、何で次官が、大臣が慎重なそういうもの言いをしているにもかかわらず、その出発当初の考え方を依然として言っているのか。これを見ると、どうも大臣の御意向な意思がちっとも次官に伝わっていないんじゃないか。こういうふうに思うものだから、この際ひとつ、次官については直接私は申し上げますが、大臣からも、この問題は……。これはやはり独禁法の範疇の問題であるから、通産省としては、あとでどうする、こうするという問題は、かりに認められた場合は、そのときの場合で内部で検討されるのはけっこうですが、表に向けて、むやみやたら、世論を誘導したり、あるいはそういう判断をまかされている機関に圧力となるように考えられるようなことをやるのは、これはやはり慎んでもらわなければいかぬ。そうでないと、いまもうあらゆる言論機関、新聞、学者の意見も、だんだんこの大型合併については批判的な意見が強くなってきている。これは、業界を除いては、端的に言って、経済企画庁長官と通産省の一部の皆さんと、佐藤総理はその後どう変わったかわかりませんが、そういう人たちだけであって、いまや世論は、合併問題については、むしろきわめて警戒的な立場になっている。国会でも、これをどんどん進めろなんということはだれも言っていない。だから、中身に入って議論しようというならしますから、どこかでぼんぼん言うことを言い、どこかでかってに吹かれたのは困る。今度、それなら、こういう理由で、国際競争力というなら国際競争力は十分だという意見を私は

持つてゐるわけですから、これは十分委員会で論争してほしい。それから、ほんとうに消費者のことを考えて、この合併によつて消費者に利益を齎す元するということを大きな一つの合併のねらいにしているならば、私はそうでないという立場だから、ひとつその点も議論したい。あるいはまた、研究開発のためにこれは非常によくなるんだという問題については、決してそういう結果にはならないんだという立場を私たちもっているわけがないで、そういう議論が十分尽くされたあとで、あるいは閣議なら閣議なり経済閣僚会議で統一見解ができたら、何を言つても、これはいい悪いの判断はあつたにしても、言うこと自体について文句をつける筋合いはないと思う。いまだ公正取引委員会が何の判断もくださないうちに、むやみやたらとこの間から……。どうも大臣は非常に慎重になられたけれども、次官のほうにその点がまだあるから、これは大臣、ひとつ、この点どういうふうに考えられますか。大体大臣のいまとられてゐるような立場であれば私はきょう了承できるわけだから、そうでなければ、今度ひとつ出てきてもらつて、少し次官の経綸というか、合併に対する抱負なり見解を聞きながら、私も少し論争してみなければいかぬ、こう思うものだから、大臣ひとつそういう立場で通産省内で指導していただければ……。大臣がこの間私にお答えいただいたような立場で御指導いただけるかどうか、この点ひとつ。

○国務大臣(樞密院三郎君) 大体、あんまりものを好んで言いたがる次官じゃないのですがね。やっぱり、新聞記者にいろいろ聞かれると、ついそのところ、ひっかかると言っちゃ語弊があるけれども、部分的に発言する、それをまた断面だけをばつきりと書くといったようなところに、どうもいろいろ誤解を生ずるきっかけが生まれてくるのだと私は考えておりますが、この問題については、もちろん公取の委員会の判断を経て、それではじめて完全な実現性ということが生まれるのだということは、もう私なんかよりもっと事務

次官のほうがよく知ってるんです、理屈は。そういうわけでございますから、私はどういふ場合にどういふ発言をしたか、よくわかりませんけれども、いま御質問があったから私の考え方を申し上げます、ばておきたいと思います。

○木村美智男君 大臣のお考えはわかりましたし、そういう立場で次官にもひとつ伝えていただこうように希望しまして、あとは大臣、こまかい問題ですから、もう大臣はお忙しいようですから、けっこうでございます。

そこで宮澤長官にお伺いをしたいわけですが、長官、実はきのうの新聞だから、これは真意は私にはよく……。この点は、大臣から聞いてからものを言わなきゃいかぬのですが、新聞の報道によりますと、宮澤長官という個人発言、個人としての考え方述べたようでなく、きのうの衆議院の物特で、政府としては両社の合併は好ましいと考えておると、そうして公正取引委員会が承認をしてくれることを望んでいると、こういう趣旨の答弁をされたというふうに載っておるのであります。これは大臣、ひとつ正確に言って聞かしていただけますか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　そういう趣旨の答弁をいたしました、お尋ねがありまして。この問題について政府としては合併が望ましいと考えるか、公正取引委員会が合併を承認されることを政府は望んでいるかと、こういう趣旨のお尋ねでありました。で、それに対して、一般に政府と申しますと、非常に広い意味と狭い意味とがございますが、私がいま申し上げる政府は、いわば行政府、各省庁という意味で申し上げるのであります、そういう狭い、狭義の政府の考えは、

〔委員長退席、理事岡本福君着席〕
私の見るところでは合併を好ましいと考えております。したがって、公正取引委員会がこれを承認されることを望んでいるということになると思います。もちろん、申すまでもないことであります。公正取引委員会は全く独立の官庁でありまして、総理大臣の指示を受けるということもないの

でありますから、公正取引委員会がどういふふう
に判断をされるかといったことは私どもの手の及
ばないことであります。それは当然のことであり
ますが、狭い意味の行政府としては、やはり公正
取引委員会が積極的な結論を出されることを望ん
でおるといふことは、私はそのとおりであると思
いますと、こういう意味のことを申し上げまし
た。と申しますのは、ちょうど公正取引委員長も
その場におられましたので、私の申し上げている
ことの真意が誤り伝わるという心配がありません
でしたので、思つておりましたとおり申し上げま
した。

○木村美智男君 大体誤りないということとはわかりましたが、先ほど通産大臣にも伺ったように、いま企画庁長官が言う狭い意味の行政府というのは、経済企画庁単独を指しているのですか、それとも、どこかほかを指しているのですか。つまり、この問題については、関連する行政といえ、私は、狭いとは言っても通産省も入るだろうし、あるいはほかも入るかもしれない。しいて言うなら、政府ということばを使うなら、経済関係協議会ぐらいの、幾ら狭くてもその範囲ぐらい、要すれば閣議で大体報告をされて、そういう方向でもいこうという統一見解でもきちっと何日の閣議できめたとか、文書になっているとかいうことなら、政府ということであつてもいいと思うけれども、いまのお答えのようでは、ちよつと大臣個人の、あるいは経済企画庁という大臣の主宰する機関の意思表示が、「政府としては」というようなことに報ぜられておるみたいに感ずるわけです。これは、狭い意味というのは、どことどこであるか、それがいつどという相談をして、こういうことにきまつたのか、それをひとつ聞かしていただきたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 経済企画庁長官としてという意味ではございません。関係のある閣僚が大体そう考えておるといふうに私は思つておるのであります。

○木村美智男君 思つていふということでは、

○国務大臣(宮澤寛一君) 経済企画庁長官としてという意味ではございません。関係のある閣僚が大体そう考えておるといふふうに私は思っております。

○木村美智男君 思っているということでは、

○木村美智男君 思っているということでは、

ちょっと私、やっぱり問題があると思うのですよ。それはなぜかというところは、本来私の長官に、あまりこういうことは、本来私の長官を見てきた立場からいって、これはたいへんな影響があるかというところ。官澤長官がもの言ったというだけだ、これはたいへんな影響です。私もそこら辺の街頭で何か言ったり、委員会で多少言った程度とはちょっと違ふ。大臣。ましてや、将来の日本の産業政策をどうするかという一つの問題でもあるし、いまや消費者基本法という法律がかかっているときだけに、私は、これは大臣、そう簡単に納得できぬわけですよ。私はきょうはあまり大型合併をやつたりはなかつた。基本法の中身をやるつもりでこれだけ材料を整えてきたんだけれども、しかし、この問題がどうしてもひっかかるわけだ。どんなに消費者基本法なんというものをつくって、品質がどうの、計量がどうの、規格がどうのというようなことをやってみたと、いま言われているような大型合併の問題が、これがやはり推進をされていった場合には、そんな法律なんというものは、つくつたて、実際のところは、これはナンセンスだと私は考えられる。おまけに、関係の中で一番、じゃ消費者の立場を重視するのはだれかといつたら、長官、あなたしかないので。あとは、これはいづれにしても、医業その他の関係では厚生省なんかありますけれども、通産省にたつて、これは生産関係の監督官庁なんですからね。どうしても仕事の性質から言つて、やはり経済企画庁長官が今日の物価の問題なり、消費者保護という問題については、閣議の中では、これはやっぱり第一番目に消費者の立場を重視してもらわなければならぬ立場だ。そのあなたが、ほかの大臣が黙っているのに、これは政府の方針だというふうなかつたところで、ばんばんものを言われているというところについては、国民としては、多少官澤長官のいままで歩いてきた道からいって、どう

も首をかしげざるを得ない。こういう意味であなに聞くわけだけれども、これは私は、何回か委員会でもこの問題について——大臣にはきょうで三回目ですけれども、そういう意味で言え、多少ね、これは国会を経視するようないだいてある。場合によつては、独占禁止法というものを、ある程度、無視したと言わぬけれども、横目でちらつとながめるくらいはしているかもしれないが、ほんとうにあんなは、独禁法なんというものについて、そういう立場から消費者の問題を考えているのかどうかということについても私は疑問になつてくるから、したがって、そういう点で、大臣、どういふように考えておられるかひとつ考え方を伺いたいと思う。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは前回も申し上げたことであるが、私としては、この合併は日本経済全体のためにもいいし、消費者のためにもいいと考えておるわけであり。どうして消費者のためにいいと考えておるかといふことは、これは、当事者たちは合理化をねらつて合併をするということには間違いないのであります。合理化といふことはどういふことであるかといへば、コストが下がるということであり。コストが下れば、それだけ消費者向けの価格が下がる可能性が高くなるという、これはもう私は、これに間違いないと思ひます。問題はこれが管理価格を生むかどうかといふことでありまして、私は、毎々申し上げるとおり、管理価格は生まない、業界の実情から考へて、管理価格を生むことはないといふふうな考へておるわけでございます。したがつて、日本経済全体のためにも、消費者のためにも、これはいいことであるといふ考へてあります。

それから、先ほど、新聞その他圧倒的に反対論が多いといふ意味のことを仰せられました。それについては、別段定量的にとらえたいことではありませんから、あえて申しませんが、かりに新聞だけについて考えますと、東京で発行されております五つの大きな新聞のほとんどがこれについては

社説を掲げております。そのうち三つは、合併を基本的に賛成という立場であります。一紙は反対という立場であります。残りの一紙は賛否必ずしも明確でないように私は読みました。そういうことであったように思ひます。

それから公正取引委員会との関係についておつしやうといつしやいます。私は、その辺のこととは少しはつきり分けて考へるべきだと思ひます。のは、私が申します狭い意味の政府、関係各閣僚によつて代表される政府ですが、これは一つの責任と権限を持つておりますが、公正取引委員会は全くそれと独立した責任と権限を持つておるわけであり。したがつて、私もその狭い意味の行政のほうの立場を国会で御質問を受けて申し上げるのはむしろ当然であつて、それが独立した他の機関を拘束するなどと考へる理由は全くないわけであり。第一、そういうことはできないのであります。何かそれを不当に影響を与えるように、まあそういうお思ひになつてはいらつしやらないと思ひますけれども、そういうことは可能ではないし、私もそれはまた、そういうことを考へてもないわけであり。それから、狭い意味の行政がどう考へるかといふお尋ねがありましたときに所信を申し上げることは、私はむしろ当然であるといふふうな考へております。

○木村美智男君 いま官澤長官の言われたことについて、やはり私は、これはとにかく全面的に、こつ何といふか、見解が変わつてくるわけなんであり。といふことは、それは、公正取引委員会の独立性の問題を言うなら、私から実は言いたいのですよ。あなたも思ひ出すと思うのですけれども、再販問題の議論をあなたとやつたときに、私は、公正取引委員会が再販規制法というものを、これを単独立法することが適当でないといふことであるならば、そういうことであるならば、今日の段階でむしろ消費者の行政をつかさどつている経済企画庁が決断を持つてあなたのほうで立法の立案くらいしたつてよろしいじゃないかといふことを私一回申し上げたことがある。ただ、そ

のときに何と言つたかといふと、大臣は、それは少なくとも公正取引委員会の独立権限の範囲内だ、独禁法の問題については経済企画庁がどういふ言ふべきでない。——私はそのとき、りっぱな大臣のこれは一つのモラル的なものとして、私はそのときにそのまま、なるほどそういう考へ方があるうと、言われればそうだなといふことになつた。ところが、今日独立性を尊重している、しているとは言つてゐるもの、あるいは官澤長官もそういう独立性を侵しているなんて思つちやいなだらうけれども、実際に政府としてはどうの、官澤長官はどうか、一回なら別として、三回にも四回にもわたつて、大見出しでもつて、合併についてはこれは歓迎すべきものである、公正委員会が承認することを希望するのと、じゃんじゃん言つてけば、それはいやでもおうでも世論誘導の大きな役割りを果たしていることは間違いないです。私は公正委員長の心境を別にそんなくするわけではないけれども、私が公正委員長なら、今日置かれてゐる公正委員会の委員長、地位というものを考へれば、やはり相当のこれは牽制になることは間違いないとせんよ。いまの公正委員長はりっぱな人ですから、厳正に、おそろくき然たる態度でそれは処置されると思ひます。思ひますけれども、私が公正委員長なら、それは大きな心理的な圧力をやはり受けます、何と申しまして。そういうことを考へていけば、公正取引委員会の少なくともこれは独立して職務を行なうべき仕事の範囲になつてゐることに、一回や二回言われて、大臣、ちょっとあれだと言われたが、三回目、四回目くらいは、少し注意してもらなればいかぬじゃないか。実はこれは公正取引委員会の判断にまゆだねてゐますと、こつ出てくるだらうと思つた、前の再販のときのあなたの立場からいけば、それどころか、言えはますます力むといふような形に今日なつてゐるもんだから、ますます私心境がわからなくなつて、言わざるを得ない。こういうこと一つはなる。

それからいよいよ価格が下がるだろうという問題は、ああいうふうにはシエラが大きくなって、そうしてその品種、品目に——まあここで時間がないから具体的には申し上げませんが、レールのときは八七〇だと、その他たくさんあるわけですから、何れも粗鋼だけの三五・六を取り立てて言うわけじゃないんですよ。いろいろ部門別に見ると、今日のこの合併という問題は、三菱重工業の合併までの段階とは質が根本的に違っています。どういふふうに進むのかと言ったら、何だかんだといつても、三菱重工業の場合あるいは石川島の造船が播磨をやったときには、何というか、部門の拡充をやったとか、あるいは新規部門に進出をするとか、いろいろあったわけですよ。それなりの緊急避難的な要素というものを持っておいた。ところが、今度のやつは、少なくとも一位と二位が合併するんですから、しかもUSスチールに次ぐ世界第二位というものであるだけに、今度新しくできる会社も認められるとすれば、この第二番目の企業格差というふうなものは非常に大きなものになってくるわけですよ。だから、ほんとうに競争的寡占でもって、言いかえれば、どんぐりの背比べをして進んでいるという段階、そういうことに結果としてなるようなものなら、私は心配しませんが、一段抜きん出ている。この間も言ったんですけれども、いままでの東京都内のビルが九階、十階、十一階だ。そういうときにシエラは一一〇。これは鉄鋼がよくあらわしていますよ。そこに霞が関ビルができて、これが三十六階建てです。三五・七。まさに粗鋼のシエラと同じようなものです。あれを見てごらん下さい。一挙にどかんと群を抜いているじゃないですか。この企業格差の問題をやつばり私は問題として、あるいは寡占体制が生まれないうこととを、そのようなことを、大臣、ここでほんとうに自信を持つてあなたはおっしゃっておられるのかどうか。こちら辺については、またあとで議論してもいいですよ。

それにまた、何か世論が言ったけれども、新聞も、だいたい世論が変わってきまして、当初のときと、大臣がおっしゃったとおり。いまだだ新聞も変わってきまして、それから最近、雑誌とかそれぞれ出てきている論評を見てみますと、特に専門的に研究をしている学者等は、ほとんどいわれる反対という立場をとってきている。これは危険性があるということも十分見ている。USスチールは、あれで二七％じゃないですか。何ほでかいとか何とか言っても、これはやっぱりその比じゃないですよ。国際的にこう見たときに、あそこよりもちょっと小さいということだけれども、日本における今度の予想される新会社というものと、アメリカの鉄鋼業界におけるUSスチールとの比は、これは全然あなた、問題になりませんよ。そういう面をあなた考えていかなければならないんで、だから、価格が下がるんというところについても、私はそれは、でかくなるほど、大きいことはいいことだなんて、チョコレートトの宣伝文句になるけれども、そんな簡単なものじゃないですよ。それで値段が下がるぐらいなら、これはたいしたもの、それが消費者に還元されるくらいなら、アメリカの今日の鉄鋼事情、USスチールの状態をよく分析してみれば、私は、これが研究開発に役立つとか、消費者にたいへんプラスになるんだとか、そういうことを考えることは——これは特に稲山さんがあそこをヒルトンホテルでちゃんと講演をしている。実際にやろうとする本人自身が、明らかに今度の合併のねらいはこうだと言つて、大臣の言うのととはまるっきり違うことを言っている。国際競争力といううなことは鉄鋼の場合は考えておりませんということを言っているじゃないですか、はっきり。やはり、今日の価格の安定という問題、そういうことがねらいで今日やってきているのだから、だから私は、それだけに、公取だつて相当資料を集めて慎重に判断をしたいという立場があると思う。そういう時期だから、少し大臣にもその辺のことをやはり考慮に入れて、この問題については見て

もらいたいという気持ちで申し上げているわけ、どうしてもごだわられると、大臣、じゃ何でそんなにむきになって言わなければならぬのか。そういう理由があるのかと言いたくなる。

○国務大臣(宮澤喜一) それでは、もう少し申し上げておいたほうがよろしいと思うのでございますが、昨日あつたことを申しましたのは、新聞記者会見で申したのではなくて、国会の委員会でお尋ねがございましたから申し上げたのであります。従来、新聞記者諸君からは、同じような質問を何度か受けておりましたけれども、それにははつきりした返事を私はしたことはありませんでした。一つは、それが公正取引委員会当局に真意がまっすぐ伝わらない場合があつてはいかぬというところであつたのでございますが、昨日はそういう心配もございませんでしたし、また、国会でそういうお尋ねでございましたから、申し上げたのであります。

それで、このところは私はこういう考え方をしているのでございますが、御賛同を得られますかどうか。公正取引委員会と狭い意味の政府というものの関係でございますが、公正取引委員会が、全く独立の立場にあることは先ほど申し上げたとおりであります。こういう案件を公正取引委員会が判断されるにあつては、もちろん御自分の意思だけで判断をし、決定をされるわけですが、そういう意味では、いわば一つの法廷のような、裁判所のようなものであるといふに考えます。その前には、政府といえども、一人の参考意見を述べるものに過ぎないと思つてございまして。したがつて、もし公聴会でもありまして、たとえば同業者が出る、あるいはユーザが出る、それから学識経験者が出る、またいわゆる広い意味での公益といったようなものを代表する者が出るといふときに、かりに政府の代表者が出て意見を述べると言われれば、私もそれに応じて意見を述べる義務があるといふふうに考えて、おります。公正取引委員会にとつては、そうやって政府の述べました意見は、幾つかの意見の一つにすぎ

ないのであつて、それらを総合して公正取引委員会としては最終的な決定をされるのでありますから、そういう意味で、私も、そういう場を考えたれば、一つの公取の判断をされるについての参考意見を述べるものの立場にすぎない。私はそれでいいのだと思つております。

〔理事、岡本悟君退席、委員長着席〕

こういう行政委員会というものはそういう目的をもつて私はつくられたものであると考えておりますから、何か関係が言つたから、非常にそれがウエイトを持つ、あるいは一種の圧力になるというふうなふうにある現在の行政機構はできておらない。公取というものはそういうものではないといふふうに私は考えております。したがつて、狭い意味での行政府の考えていることを国会のお尋ねに対して申し上げたのであります。

それから、どんぐりの背比べならまだしもという意味のことをおっしゃいましたけれども、私も日本の企業の国際競争力というものを考えてみますと、わが国の経済と大体本質が似ているわけでありまして、目先は非常に成長している。そして目先の品物の価格ではけっこう競争している。けれども、その蓄積があるかと言え、全く蓄積がない。ちやうどわが国の経済と同じような姿でありますから、それでそれが「どんぐり」ということになるのでありまして、けれども、これは、資本自由化の時代になつて、世界的規模での企業というものを考える場合に、わが国の企業の蓄積というものは実に驚くべきほど薄いわけでありまして。そういうことも——いま当面のことばかり考えておきませんが、そういうこともやはり考慮しておく必要があるだろう。これは行政府の立場であります。公正取引委員会がそういうことをお考えになるかならないかは、私もわかりません。

それから新聞などの説も当初はそうであつたが、いまは変わつてきたという意味のことをおっしゃったかと思つて、私がさつき御紹介いたしました五つの新聞の社説がその後変更になつた

ということを承知しております。

○木村美智男君 時間に追われておりますから十分議論ができないのですが、大臣、いま言われたことの中でも、やはり私も、なかなかすつと通らないものがあるのですから、これはまああとの機会に譲りますが、ただ大臣、ひとつ——農林大臣が来られたので、この論争はこれで打ち切りませうけれども、ただ、経済企画庁という国全体のこれからのそういう立場から産業政策をどうするかということも、通産大臣と同じように、あるいは高い立場で考えられているかもしれないが、何と云って見たところで、経済企画庁長官というのは、やはり国民の消費生活のよりどころとして皆からながめられていることは間違いないのですよ。だから、あなたに希望することは、やはりそういう意味で、もう一回独禁法をあなた読み直していただきたいと思う。これは特に消費者保護基本法をつくる段階だから、経済企画庁長官にほんとうにその点をしっかりとつかんでおいてもらわないと、私たちがこういう法案をつくって見たところで、これは全くナンセンスだという気持ちにはやはり陥りますよ。で、立法院でそういうような気持ちをもつてこの法案をつくるなどということとは、きわめて残念なことですから、これは今後の大臣のあり方についても私は十分気をつけながら、しかし、大臣が先ほどおっしゃられたような真意もよく理解をしながら、これは進めてまいります、何としても、あなたには、今日の時点でおっしゃられるように公取の独立性もそこなう意思は毛頭ないし、そういう立場はとっておらないと言ふし、消費者のことも考えているというならば、それは、通産大臣が前回の質問に答えてとられていたような立場、あるいは閣議で申し合わせをしたような立場を、あなたに私はぜひとも望みたいということをお願いをして——これはまあ、特にこのことのお答えがあれば伺いますけれども、そういう点を強く私は要望をして、農林大臣のほうに移りたいと思うのですが長官、別にお答えないですね。

それじゃ、せっかく農林大臣見えられましたので、企画庁国民生活局長おられますけれども、大臣の都合で、局長の関係のやつはあとに回させていただきますかと思ひます。

大臣にまず第一番にお伺いしたいのは、いま農林省の省令の中で、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」というのがあるわけですが、これでも、この中で、乳質基準を、いま乳脂肪分は三〇％というふうに定められている。で、実際乳脂肪分というものは、生産者から出てきた場合には大体三・二％くらいが普通であるわけですね。ところが、農林省の規格基準が三〇％になっているために、実際に加工メーカーなんかでは、これに対してクリーム分離機というものを使って、そうしてせつかくの三・二％というものを三〇％に下げて、そうして出しているわけですね。それはどこへ回しているかといえ、クリームであるとかバター原料のほうに回している。私は、やはり消費者をほんとうに保護するという立場から考えるならば、これは、三・二％あるのが三・三％あるのが、できるだけとったままの良質の乳を消費者に供給をしていくというふうな立場に立つことが本来の意味での消費者を保護することになるのじゃないか、こういうふうなことを考えるのです。したがって、現状では、異物混入でもない限り、中毒でも起こさなければ取り締まれないような状態になっているので、やはりこの省令に問題があるような気がいたしますから、そういう意味で、やはりこの乳質基準の引き上げということをやるべきじゃないかというふうに思うのですが、この点どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(西村直吉君) 畜産局長から一応お答えさせていただきます。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいまお尋ねになりましたことについては、厚生省の「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」によりまして、三〇％ということになっているのであります。現実には三・二％程度ということですが、先生御承知のように、地域によりまして、時期によりま

して、乳質のパーセンテージというのは違っております。したがって、そういうふうな点も考慮いたしまして、現在厚生省令で三〇％というふうな状態になっておるわけでございます。したがって、上げておるべきかどうかということにつきましては、まあそういう生乳の生産面、供給面の問題もございまして、現在は、全体の生乳の品質の改善向上をはかっておるわけでございます。そういうふうな点をまわして検討すべきものではなからうかというふうに実は考えておる次第でございます。

○木村美智男君 私の言わんとすることは、多少地域的に時期的に変わっているということ、これは承知をしているのです。問題は、しかし、地域的に変わっている、時期的に変わっているのが三〇％以下というふうなことで、三〇％に持っているというふうなことから、これはむしろ、そういう意味で消費者保護の問題であるから私了解をしておりますが、それは時期により地域によって三〇％以下というふうなものがあるが、これはわすかである。大部分は、むしろ三・二％であり、さらにそれより上回っている、それが現実にはクリーム分離機というもののにかかれて、そのせつかくの乳脂肪分というものを〇・二％なり〇・三％なりとられて、これをバターなりクリームに回している、それで薄められたものをわれわれが飲まされる、こういう関係にあるものだから、根本的にこれは考え直していくべき筋のものではないのかと、できれば、出てきたそのものを飲ませるような方法を法的に考えてもらわないと、さっき言ったように、異物混入で中毒でも起こさない限り、あれは取り締まりできないのでしよう、いまは、その点を申し上げているわけです。検討するお気持ちはありませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) この点は、先ほど申し上げましたように、農林省の立場から考えますと、そういうふうな生産面の問題もございまして、私たちのほうとしては、やはり生乳品質の改善向上をまわって措置すべきものだというふう

に考えておるわけでございますが、先般衆議院のほうで厚生省からお答えになっておられますのは、その点については検討したいということ、を厚生省からお答えになったように私は承知をいたしておるわけでございます。

○木村美智男君 時間がありませんから、これはまたいずれ本委員会の問題になりますから、次に移ります。

この間畜産振興事業団で二千トンばかり豚肉が変質したので放出をするということをやったようですが、これは現在どういう部門に、どういうふうに戻されて、それが何に使われているのか。というの、きょうの新聞なんか見てもわかりませんが、やはりソーセージの中に大腸菌が入ってたり、たいへんな事態が出ているから、特に悪く、質の落ちた豚肉の放出などで、これはやっぱり放出先をきちんとして、使用先を明確にしておかないと、これはとんだ問題が起こりかねないので、その点ひとつ。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま御質問の豚肉の問題でございますが、古いものがございますが、約千五百トン程度でございますが、脂肪がやや酸化をいたしておるわけでございます。もちろん、マイナス四十度で急速凍冷いたしまして、マイナス二十度で常時保管いたしておりますので、腐敗をいたすとか、そういうふうなことはないわけでございますけれども、時間がたちますと、豚肉の表面にありますが脂肪分が酸化をいたしているというふうなことになるわけでございますが、古いものにつきましては、やや酸化をいたしているわけでございます。これは、その表面の酸化した部分を取り除きますと、もちろん食用として食用に供することができるといふこと、もう一つは、一般の小売り業者等に売りますと、解凍いたしまして、その後腐敗する可能性が大いというところもございまして、大量に売るところでない、取

り扱うのに適当でないというふうな問題もござい
ます。それから一方で、加工いたしました場合には、これに基づきまして熱処理をするというふうな
こともございまして、私たちのほうでは、この
酸化をいたしております豚肉につきましては、加
工メーカーに売るのが適当ではないかと考えてお
ります。加工メーカーでございまして、十分対象
がはつきりしておりますので、指導監督が徹底す
るということもございまして、したがって、加
工メーカーに販売をいたすということで現在話し
合いを進めておる段階でございます。

○木村美智男君 この話が出てからもう二カ月ぐ
らいになるのですが、まだメーカーと話をしてい
る段階だということなのですが、私なぞこの問
題を取り上げたかというところ、東京都内という
関係もあるのですが、アメリカあたりでは消費者
保護という思想が非常に徹底しておいて、
率直に、やっぱり多少品が落ちるとか、悪ければ
悪いなりに、メーカーの義務として、そういう表
示をして売るといふやり方をやっている関係があ
るわけですよ。したがって、そういう思想で今後
基本法ができた場合に農林省は対処してもらわ
なければいけないんじゃないかという意味で申し上
げたんです。とにかく、このことで、けさの新聞
みたいな問題を起こさないように、厳重に管理監
督をしてもらって処置をしていただきたい。これ
は要望になりますから、お答えは要らぬです。

で、大臣が二時三十分で退席されるようですか
ら、大臣に伺っておきますが、実は大臣、あなた
にどうしてもこれは、国会も終末段階に来たん
で、やはり締めくくりにして伺いたい。

とにかく、いまこの時点まで来て、何といつて
も、消費者保護基本法ができて、これが成立する
というのに、なるほど基本法はできたが、ものと
いうものについてはさっぱり具体的にいじられな
いのじゃないかという素朴な感情というものが、
消費者にはたくさんあるわけなんです。早い話
が、私が今日まで取り上げてきている牛肉の問題
なんていうのは、その最たるものです。これは、

いままでの農林省と私のやりとりの中では、私
は一にかかって、とにかく今日の時点では、この
際消費者代表あるいは略農代表を含めて、私ども
が入る入らぬは別ですけれども、とにかく十分話
し合って、一つの物価対策的な観点、食肉の需給
展望といったようなものから考えて、何かもう一
歩とにかく踏み出してもらわなければならない問
題のように実はどうしても考える。

そこで、もう絶対に汚染地域でつた入れない
と言っていたのに、あのアルゼンチンから、これは
汚染地域なんです、煮沸肉といふながら、そこ
から入れることに農林省としては踏み切った。そ
うだとすれば、やはりそれだけの防疫体制なり何
なりというものをやっているわけですから、この
問題解決のために、そういう一つの熱心さを、そ
ういう態度というものを打ち出すべきではないの
か。あのアルゼンチンの問題だって、煮沸してい
るから心配はないのだ、こう言っているけれど
も、口蹄疫というものがビールスによって伝染を
していくという限りにおいては、私は、その絶
対的な保証なんというものはあり得ないと思う。
これは、責任はだれが負ってくれるのか知らない
けれども、けっこうあぶない苦当をやっているの
けるような気がしている。この間ニュージラン
ドで口蹄疫が発生したとか何とかというところで
農林省は青くなつてかけずり回ったけれども、あ
のとときと同じようなかつこうで何かの事態が発
生したときに、あなた方は一体食肉の問題をどう処
理されるのかということだ、お困りにならない
ように、今日の時点でそれなりの立場でいろい
ろ考えるわけでしょう。だから、いろいろ申し上
げましたが、結論は、大臣、消費者保護基本法と
いうような法律ができるのに一般国民としては、
なんだ、牛肉なんというものは百グラム二百円、
二百五十円という高いものを買わせておいて消費
者保護基本法とは何ごときだ、そういう素朴な感情
がある。そういう新しい情勢の進展に対して、大
臣はこれまで技術的に言われたが、その趣旨は
わかる。わかりましたけれども、私のほうからも

具体的な提案をいろいろしてきて、何かひとつこ
で積極的に行きやっておかなければ、逆にい
ろいろお困りになる問題もあるんじゃないかとい
うふうな意味で、大臣、しばらく国会も休会にな
るから、牛肉の輸入という問題について、もう一回
見解をお伺いしたい。あとは大臣でなくてもいい
わけですから、時間がきているので、特にこの点
だけ伺いたい。

○国務大臣(西村直己君) アルゼンチンから煮沸
肉を入れている。これはまあ、中共からも煮沸肉
を入れたいという要望があります。これは同
じように私は扱っていきたいと思いますが、そ
ういう要望があるかないかは寡聞にして私は聞いて
いないのであります。なま肉を入れた、これに
ついては、私のほうは、中共覚え書き貿易等にお
きまして、率直に申しますが、米は余っているの
です。米を買いたくない。しかし、どうしても
米を買ってこれという、非公式ながらの、たつて
の強い要望がございましたので、貿易というたて
まえから配慮を加えて、十万吨という米は
買ったわけでありました。したがって、牛肉とい
うのも、これは問題が政治的な意味じゃありませ
んで、衛生上の問題さえ解決すれば、私のほう
はけっこうだという姿勢でございます。ただ、事
柄が、相当な量を入れたければ業者がもうけるだ
けであつて、高いものを入れるのですから、やは
り相当な量が入らなければ消費者保護にはならな
い。相当の量を入れるということになつてまいり
ますと、これはやはり衛生技術の上では、お互い
同士が安心するといふような、国際水準のお互い
の情報交換なり、資料提供なりというものがあ
り得なければいけない。私どもとしては、関係の
方々なり、そういう方々が相手の国に対してそう
いう意見を持っているということ、そういう意
向をどうぞ伝えて協力方をやってもいい、そ
うして問題が解決するならばけっこうなこと
だ。ただ、現在試験的に入れるとか、そういうこ
とだけは、事柄が病気でございしますから、ちょっ
と困難である。やはり口蹄疫というものは、一つ

入りますれば大きな影響力を持つことは、単に消
費者保護という価格問題以上に、もっと生産者に
対して非常に大きな影響を与えてくる。そういう
ような意味で、私どもとしては、畜産の全体の責
任を持っている立場から、衛生技術の問題を解決
することにひとつ御協力を願いたい、こういうこ
とで、要するに、簡単に申しますれば衛生の技術
上の問題ではないか、それを解決するようにひ
とつ協力を願いたい、こういうことでございま
す。

○木村美智男君 あまりやりとりしようとは思
いませんが、口蹄疫の話はもうずいぶん聞いてお
るので、それで、いま何かアルゼンチンから煮沸肉
を入れると同じように中共からも入れるというよ
うな話があるかと言いますが、おそらく中共で
は、煮沸肉なんというものは、こちらで買いた
いと言つたつて断わるでしょうね。これはもうわか
り切っていることで、それは、口蹄疫がないのに
人をばかにすると言っている立場だから、煮沸
肉なんというものをこつちでかりに頼んでみた
つて、向こうが、そんなものは問題にならぬと、こ
う言ってくることになるだろうから、これはもう
その点は全然話にならないので、私申し上げてい
るのは、何も業者にもうけさせるなんというこ
とはこれっぽっちもなくなつていいわけですか
ね。いまの食肉問題、高価になつて牛肉問
題をどう解決するのかという点で、それなら、
中国牛肉じゃなくてもいいけれども、もう少し農
林省は積極的に牛肉を入れることを考えてみた
らどうか。それをやればどうも国内の畜産に影
響があるということで酪農家の皆さんが反対を
しているが、これには多少に無理難点もあるか
ら、そこら辺のことはよく考えてみれば、実問題
として、将来は国内自給が完全に成り立つよう
な態勢をつくるというのが基本問題です。しか
し、当面それができないとなれば、やっぱりいま
のまま、あそこ中共のは病気があつたからだめな
んだということだけでほんとに済ましておつて
いいものだろうか。私は、それが今日の政治の要

入りますれば大きな影響力を持つことは、単に消
費者保護という価格問題以上に、もっと生産者に
対して非常に大きな影響を与えてくる。そういう
ような意味で、私どもとしては、畜産の全体の責
任を持っている立場から、衛生技術の問題を解決
することにひとつ御協力を願いたい、こういうこ
とで、要するに、簡単に申しますれば衛生の技術
上の問題ではないか、それを解決するようにひ
とつ協力を願いたい、こういうことでございま
す。

路に立つておる皆さん方の答えとして、それを
しかも十年一日のごとく繰り返しておつていいの
だらうかということについて大臣に実は伺つてお
るわけなんです。口蹄疫の問題は、もう私も一生
懸命しろとながら勉強してまいって、入つてき
たらたいへんだということもわかつています。し
かし、大臣、それはね、口蹄疫の問題というの
は、それこそ口実みたいなしかいまでは受け取れ
ていないんだということ、ここを大臣、よくわ
かつてもらわぬといかぬ。それは、戦争中あれだ
け物が不足しておつて防疫体制も満足にとれない
ようなそういう時期に、中国ではそれこそ口蹄疫
が蔓延してどうにもならぬといふときに、青島牛
をじゃんと日本が入れてきていた。それで
もちつも口蹄疫が発生してはいない。いまだに汚
染地域になっていない。そういう経験を持つ日本
が、いま口蹄疫がたいへんな問題だからという理
屈を何ぼ言つてみたつて、国民は納得しません。
私これ以上この問題で論争することはやめますけ
れども、今度の参議院選挙やあらゆる機会を通し
て国民の皆さんに訴えていきますよ、それは。こ
ういふ現状といふものをやっぱよく知つてもら
わないと政治といふものは前進しないし、それ
は、一部の輸入業者が、あるいは貿易業者がどん
な動きをしているなんていうことは、私らどっち
でもいいのです、そういうものは、今日のこの牛
肉なんというの、ある意味で言へば、これは全
くいまの政治のあり方の結果起こつてくる、言つ
てみりや、公害みたいなものですよ、高い牛肉を
食わされているのは、私から言わればそういう
ものです。しかも、これは解決をする気になれば
できるものです。それをやらないでおつて、そし
て十年一日のごとく、口蹄疫、口蹄疫と言つて、
そういうことばかり言つておつたのでは、世の中
は前進しませんわね。前進しないというよりも、
われわれが取り残されていきますわね、そういう
問題から。だから、これはこれ以上議論をいたし
ません、また国会でもさらに再開をされた時点
で、あらためてこの問題は取り上げてまいりま

す。大臣、時間ですからけっこうでございます。
農林省のほうに、あと二つ三つ伺いたいので
すが、最近、動物を早く太らして、一人前にさ
して売らなやならぬのですから、それで抗生物
質を盛んに飼料の中に添加してやるといふ問題が
ある。そういう抗生物質を飼料の中に入れて、
それを食つて育つた豚や牛を食つていふと、ペニ
シリンを打つてもきかなくなるといふような問題
すら出てきているわけですね。この点について、
農林省もだいぶ重要に考えたようであります。が、
私は、これを一片の通達で、ほんとにそういう
関係が規制できるのかどうかという心配を持つて
いる。それから、実際にこの通達を出したのはい
つだかわかりませんが、この問題は順調に下部に
徹底をされているのか、あるいは適当な時期
をつかまえて抜き打ち検査といふことをやつて、
通達がほんとに浸透していつて、言いかえれ
ば、そういう危険性が、あるいは人体に与える弊
害が考えられるといふようなことについてチェッ
クしてみる必要があるんじゃないか、こういうこ
とを考えているのですから、この辺、簡単でけ
つこうですから、消費者保護の立場でお伺いた
い。

○政府委員(岡田覚夫君) 先生のお話のように、
最近、えさの中に抗生物質を入れるといふふう
な、特に配合飼料だけでございますけれども、抗生
物質を入れた、主として成長促進をはかるといふ
ふうな形になっておるわけでございます。主とし
て成長促進といふことでございまして、豚や牛
については哺乳期に必要な配合飼料に混入する。
それから家禽につきましましては、ひな及びプロイ
ラーに配合するといふふうな形になっておるわけ
でございますが、抗生物質につきましましては、毒性
なり過敏性なり耐性といふことが問題になるわけ
でございますが、わが国において通常飼料に添加
されております量は二〇PPM未満でございますし
て、この程度では、たとえばプロイラーに連続給
与しても、食用とされる食肉中には、ほとんど残
存が認められないといふことでございます。また

耐性につきましても、二〇PPM未満であれば、
一般的には生じない。たとえ生じたとしても、
抗生物質をやめれば耐性は消失するといふこと
が言われております。そういうことで、現在の
ところは心配ないと思つておるわけでございます
が、抗生物質の安全性なり有用性といふものの
関連において、今後ともこれは十分研究して、慎
重に取り扱う必要があるといふように考えており
ます。通達を出しましてからも、現に配合飼料を
メーカーによつて使つております抗生物質につ
きましては、飼料検査所におきまして検査をいたし
ておるわけでございます。

○木村美智男君 先ほどから通産省の局長お待た
せをしておつてたいへん恐縮ですから、ここに一
つはさまつてもらいたいへん恐縮ですが、工業標準化法の関係
でひとつお伺いしておきたいのですが、この法
律の第一条には目的が書いてあるのですが、私
は、今日の消費者保護基本法ができる段階にな
りますと、法律改正は別にしてもいいといふこと
ではないのですが、この条文といふのが少し主
客転倒となつておるから、実際の今後工業標準化
法を運用していくにあつては、少なくともその
心がまえといふものは、この第一条の最後のほう
の、「あわせて公共の福祉の増進に寄与すること
を目的とする」といふのは、逆に、公共を消費者
といふふうな字句を置きかえて理解をしてもらつ
て、そして「適正且つ合理的な工業標準の制定及
び普及により工業標準化を促進し、消費者の福祉
の増進に寄与するとともに、鉱工業品の品質の改
善」云々、こういうふうな、もし第一条があり得
るとすれば、それぐらいのひとつ考え方に立つ
て、これから消費者の福祉といふことを優先にし
た標準化の運用といふものを考へてやつていつて
もらいたいという気持ちがあるわけでありまして
で、この点についてのお考えを一つと、それから
工業標準化法といふのは、ある意味では消費者保
護の最先端をいっているものであるといふ、言い
かえれば生産段階までとにかくタッチしていくわ
けであります。そういう意味で、やはり最小限必

要な品目については強制規定を設ける、つまりJ
ISマークはどうしてもこの品目についてだけは
必要なんだという強制規定、これぐらいのことを
ひとつ検討してみる気がございませぬかというこ
とが二番目。それから三番目には、この仕事とい
うのは、私もしろくたすが、いろいろ読んでみ
まして、なかなかじみない、ほんとに縁の下の方
持ちのような、しかも、それであつて実際に消
費者を保護する仕事です。そういう意味では、担
当している皆さんも御苦労だと思ふんですが、検
査をいろいろしていくとか、あるいは、大体JIS
マークといふようなものは一般の人があまりよ
く知らぬ。そういうたようなことも考へていきま
すと、できるだけやはり予算といふものを確保を
して、消費生活の経済効果といふものがあ
るようによつていく必要がある。そのために人
手もある程度足りない面もあるんじゃないか。あ
るいはPRといふことについても不足の面もある
んじゃないかといふような意味で、そういう観点か
ら、予算的な面については、また他の機会に関係
の個所で私どもを言うつもりではないですが、
その辺の事情はどうなつておるのか。この三点につ
いて、簡単でけつこうですから、ひとつお考えを
承りたいと思ひます。

○政府委員(朝永良夫君) 第一点の御質問でござ
います。工業標準化法の運用にあたりましては、
従来から一般消費者の保護を重点の一つとい
はしまして、消費財関係のJIS、公害防止関係
のJISの整備などにつとめてきておりました。
今日約三百の消費財関係のJISの制定をいたし
ております。しかしながら、御指摘のとおり、最
近における消費者保護対策の充実強化という社
会的な要請にこたへますために、この法律の運用に
あたりましては、消費者保護のための標準化とい
うものを一そう強力にいたしたいと思つておるわ
けでございます。

次に、第二点の御質問で、JISマークの必要
なものをきめていく必要があるんじゃないかとい
う点でございますが、これにつきましては、現

在、特に消費者及び学識経験者をもって構成いたします特別委員会によりまして、このような問題の品目についての規格化の問題について審議をいたしておいて、いろいろ御注文が出ておりますので、その辺のところを十分配慮いたしたいと思っております。ただ、このJISマークを強制する問題につきましては、標準化法よりもむしろ他の法律によるほうがよいのかと存じております。

それから第三点でございますが、予算の問題でございますが、本年度JIS関係の予算すべて含めまして約一億五千万の予算を得ておりますが、必ずしも私どもといたしましてはこれに満足してはおりません。今後十分に努力いたしまして、いま先生の御指摘になりました検査の問題あるいはPRの問題等にも一そうの努力を払いたいと思っております。

○木村美智男君 通産の関係はけっこうでございます。農林省、続きますが、時間の関係で少し、はしりますから、そのつもりでお答えも簡単にお願いしたいと思います。

いまJISマークのお話でしたが、日本農林規格、JASの関係で一、二お伺いしておきますが、JASマークの商品は、やっぱりJISマークと同じように、国が品質を保証した加工品だというわけであるわけです。にもかかわらず、表示事項というものが全面的に義務づけられていないという問題がいろいろの問題を発生している。それから同じ商品であっても、メーカーや商社が違つてまいりますと、マークをつけていないところの規格が違つたという関係が出てくるというような、あるいは矛盾点になるかもしれません。場合によつちや、表示内容にインチキなものが出たりなんかする。あるいは、衆議院でも質問されておるようでありますが、輸入商品の関係については、規格や表示については、ちょっといろいろな人手も足らぬ関係かもしれませんが、まあ、ざつとばらんに言えば、野放しになっていると言つたほ

うが適當かもしれないような状態に置かれているようなんです。そういう点から、農林省でもいろいろ検討されているようですが、この法律改正をいろいろの点で考えられておるようですが、大体新聞では見ておりますので、いつごろその法律改正をやられるのか、項目的に、一つ、こういうこと、二つ、こういうこと、という要点だけでけっこうです。いつごろ改正をされるかですね。で、現実にはそれを大体発動していくのはいつごろかというところで、簡潔にひとつお答え願いたい。

○政府委員(大和田啓吉君) ただいま御指摘のJASマークについての改善の諸点につきまして、現行法でもある程度できる部分もございまして、けれども、根本的には法律の改正を要するものもございまして、現在改正法案の内容について検討中でございます。それで、予定といたしましては、次の通常国会に提案をして御審議を願いたいというふうに思っております。

改正の要点について申し上げますと、なお、これは検討中でございますから、明確に申し上げるわけにもまいりませんが、一つは、JASの法律は昭和二十五年に制定されましたもので、消費者の立場を決して考慮いたしておらないわけではございませんけれども、消費者保護基本法が制定される現在の時点で考えますと、消費者保護という点について明確な欠点がございますので、まず法律の目的として、消費者保護ということを明確にいたしたいと考えております。

それから現在の法律では、法律の規定といたしまして輸入品を除くということになっておるわけでございます。輸入品のJAS上の取り扱いについては、なかなか運用上むずかしい点はございまして、けれども、とにかく輸入品を含めてJASマークの適用をしたいということが第二点でございます。

それからなお、いろいろ問題はございますが、たとえば、JASは別に強制的な制度ではございませんから、JASの規定を設けましても、業者としてJASを採用しないというものもござい

し、それから消費者保護のためえからいって、JASの規定が必要であらうと思ひましても、業者のいわば、あうんの呼吸といひますか、呼吸が合わないで規格が制定されないということも問々あるわけでございますから、それらのものにつきましては、最小限の必要な表示について何ほどの指導ができるような法律制度をつくることのできないかということが検討の三点でございます。

それ以外に、消費者からJASにつきまして苦情の申し出がある等の場合の処置、あるいはJAS制度についての監視の機構が必ずしも十分でございませぬから、それを整備するということ、これらが私どもが現在改正法案の内容として検討いたしておりますことの要点でございます。

○委員長(大森久司君) ちょっと速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 起こしてください。田代君。

○田代富士男君 質問の途中に入りまして、長官が三時までだということでございますから、時間にして十分でございます。いろいろお聞きしたいこともございましたんですが、十分内という制限もございまして、その中から一、二を聞きたいと思ひますが、この前も私は消費者保護の基本法案につきまして、いろいろ長官にお尋ねをいたしました。その根本となる消費者保護の問題でございまして、これは、一般消費者を保護すること自身が主要な目的になつていたことにつきましては前回述べたとおりでございますが、消費者保護と申しまして、ただ単に消費者だけを保護するとういだけでは、これは解決できる問題じゃないと思ひわけなんです。これには、いろいろ経済発展あるいは技術革新の進行あるいは自由の進展に伴つた産業構造の合理化と、こういう国民生活を済全般の中で総合的に取り扱つていかなかつたならば、消費者保護というものの当初の基本法案に

盛られている目的というものは達するわけにはいかないじゃないかと思ひわけなんです。そこで、私は、これを考えてみますれば、消費財を一般消費者が購入する場合の保護につきまして、いろいろあると思ひますが、その中で、基本法案の中にも一、二出ておりますが、問題を分けてみますと、まず第一番目に、消費者の立場としての経済的な不利益からの保護、第二番目には、肉体的危険からの保護、第三番目には、公共サービスの購入に際しての保護、それから四番目には、私的サービスの購入に際しての保護、まだこれ以外にもいろいろ分けられますけれども、時間もありませぬから、いま四つほど大きい項目を述べましたけれども、このような保護策に對しましてどのように対処していかれるのか、お聞かせ願ひたいと思ひつてございまして。

○国務大臣(宮澤喜一君) 経済的不利益からの保護という経済的ということの考え方でございましてけれども、これをかりに金銭的というふうに考えれば、これは当然、物の、あるいはサービスの消費者価格が不当に高く形成されない、自由にかつ、できるだけ安く形成されるということでございますから、一般的な消費者物価対策ということになろうかと思ひます。

次に危険と言われましたのは、おそらく生命身体に対する危険を言われたと思ひますが、これは衛生の問題でもありまして、また、運動器具とか、そういったものにつきましても危険ということはあると思ひます。食品につきましても薬品につきましてもあると思ひます。これは、それらの関係の諸法律、現行の法律、法制等について改めるべきものがあればこの第六条で改める必要がございまして、新規に制定する必要があるれば、同じく第六条で制定しなければならぬということでございます。これは関係各省で、この法律ができませんと、この精神に沿ひまして作業を進めることになるわけでありまして。

公的サービスの購入に關しての保護と言われまことは、おそらくは、いわゆる公共料金につい

て、その合理化、安定化をはかる、これもできるだけ低いほうがよろしいわけですが、これは政府の公共料金政策になっております。

私的サービスの購入に際しての保護、これでございますが、これは、そのような私的機関に独禁法違反のような行為があつてならないことはもちろんでありますけれども、同時に、国の融資、税制等によつて、それらの私的機関が生産性を向上できるように助けていく、その結果、私的サービスの購入について消費者が利益を受ける、こういう考え方を思ひます。

○田代富士男君 またこれは飛ばしまして、長くてももらえないといふことでございますから、いま焦点になつています災害の問題、直接経営に關係しないといふかと思ひます。

が、災害とわれわれ国民生活との關係でございますが、そのようになつていけば關係がないわけはないと思ひます。そこで、災害にはいろいろあると思ひます。台風あるいは豪雨によるところの災害、こういう地震によるところの災害、これは一般的には天災といふふうによつて要約されてゐるのではないと思ひます。それと、今度は交通事故、あるいは公害問題、こういう問題点につきましては、これは一応人災といふことにされておるわけなんです。このような問題につきまして、やはり起きてきた場合には、われわれ国民生活に対してはたいへんな影響です。ただいま北海道、東北の災害地といふものは、これまたたいへんなことじやないかと思ひます。きょうの参議院の本院におきましてその問題が取り上げられておりますが、台風の場合を考えてみますと、これは災害の中でも一番網羅ではないかと思ひます。この台風は、平均一年に二十六回から七回くらい来るといふ。気象台に聞きましたら、そのようなことでございますが、時間があれば、台風のことと、ずつとわれわれとの關係を聞いていきたいと思ひますが、時間がありませんから、長官に、幸い地震——幸いと言つては失礼でございますが、地震が起きました。

その地震とわれわれの国民生活との關係から考えてみますと、御承知のとおり、日本の国といふのは地震国でございます。世界有数の。その地震が一年間に平均どのくらい起きてゐるか。概数でございますが、平均千五百回、一年間にわれわれの有感地震で、われわれの身体で感づく程度の地震は千五百回。そうしますと、一月平均で百数十回起る。一日に四、五回どこかで起きているといふような計算になつておるわけなんです。そうしますと、地震といつても、われわれとかけ離れたものではありません。即ち、国民生活に密着した問題じやないかと思ひます。

そこで、地震の周期といふと、大きな地震は、最も大きな地震は、百年あるいは百五十年周期で一回くらい来る。小さな地震でも、その中で大きな地震は二年ないし三年に一回来る。そういうことから、関東大震災の死者を見てみますと、東京、神奈川、近県で十万人の死者を見ております。これに対して負傷者は同じく十万人、行方不明が五万人、全壊家屋が十三万、半壊が十三万、そうして焼失家屋は四十五万といふような数字が出ております。このような人々の国民生活といふものを考えていくならば、天災と言つて済まされない問題が多いのです。

私は、十勝沖の地震をいま言うんじやありません。私が一番心配してゐるのは、現在、京阪地方、特に埋め立てをいたしました地域がございまして、地盤の弱い、その埋め立てしたあとに工場や住宅が密着して、そうしていまどんどん建てつております。東京湾のまわり、さあそこに今度地震が起きたらどうするか、また、埋め立てしたところの地下水をどんどん汲み上げております。さあ、この地下水を汲み上げたために地盤がじりじりと下がつてゐる、ここに地震が起きてきたならば、われわれ国民の生活といふものはどのようになつてくるであらうか。経金庁とすれば、ちよつと所管が違ふとおっしゃるかもしれませんが、国民生活の立場から見れば……十勝沖の地震もありました。いま災害にあつた人々は悲惨な生活に

なつておりますが、これを天災と言つては好まざらないと思ひます。こういう東京湾近郊で、東京中心に震度六、七という激震があつたならばどうなるか。これに対する——長官としても御答弁にちよつとお困りかわかりませんが、国民生活の上から、災害と国民生活との關係性の上から、時間もありませんから、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 俗に噴火山の上にいるようなものだといふ表現がございすけれども、文字どおり、言つてみればそういう環境に、こと大都市は現在あるのではないかと思ひます。ことに、相当大きな地震を考えますと、火災の発生はもちろんでありますけれども、その場合、自動車、ガソリンであるとか、あるいはプラスチック等の化学製品、たいていの家庭にございすけれども、それらのものがどういふガスを発生するのか、その辺の見当もつきませんし、また、御指摘のように、いわゆるゼロメートル地域といふものは、津波に対してはほとんど無防備でございすし、また、地盤そのものがどういふことになるのか、はつきりいたさないわけでございます。ですから、關係当局では、ときどきそういうことを研究をいたしておるようでございますけれども、地震性、不燃性の家屋をふやしていくといふこと、これは、どちらから見ても大切なことと思ひますが、そういう努力から進めていく、そうして都市計画を整備する、防潮堤をつくるといったようなことを進めていかなければならないわけですが、そういうことが、あつたでございすか、あつてございすかといふことも、實際そんな簡単にはできないわけでございます。その辺も、わが国の経済の蓄積の少なさを示しておるものと思ひますが、そういう努力を続けていかなければならないかと思ひます。

それから、やはり罹災者自身の自己防衛策としては、地震保険のようなものがあるわけでございます。これも、国営である程度でん補をするという程度であつて、大きな地震では、民営の保険会社は全部保険を負担することができませんし、国営で再保険をどの程度とれるかといふようなことがやはり問題になるであらう。何ぶんにも問題が非常に大ききうございまして、率直に申しまして、わが国の大都市がそういう緊急時に際して十分対処できるような体制を現在持つていないことは、残念ながら事実でございます。

○委員長(大森久司君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記をつけて。木村君。○木村美智男君 大臣、時間がございせんので、端的にお伺いをしますから、ことばの足らない点は、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。実は、阿賀野川の水銀中毒事件の結論が、中間で、科学技術庁から、一応一つの内容を持つて、通産なり厚生なり農林省なり企画庁に来てゐるわけですね。要するに、それは、中毒を引き起こしたメチル水銀の汚染源なり汚染機構なりといふものは、実は昭電の鹿瀬の工場から出たものだという断定は困難だといふような内容が、大体科学技術庁の方向である。それに基づいて、近く政府の原案がつくれるのだという状況までは聞いたのですが、厚生省は、この問題については強く反対をしてゐるというふうな新聞報道は伝へてゐるわけですが、この点について、日経の社説なんかでは、「疑わしきは罰せず」といふ法理論ではあります。が、「疑わしき」は「排せよ」といふ、これは公害とかこういう厚生關係にとつてはきつめて大事な例示だと思ひます。すけれども、いづれにしても、この問題がどうなつてゐるかといふこと、これは大臣でなくつて、こつちから、簡単に結論だけいいですか、ひとつお答えいただいで、それから大臣にちよつと……

○説明員(野津聖君) お答えいたします。阿賀野川事件の問題につきましては、現在科学技術庁におきまして、政府の技術的な見解を取りまとめるという段階に至つてゐるわけでございます。○木村美智男君 そこで、私は厚生大臣にこの考

え方を伺い、かつ、こういうことだという希望も申し上げたいのですが、私は、最近、内閣の中で、きわめて厚生省の果たしている役割というものを、一般消費者にとつて、というか、国民にとつて、これは特に大臣が指導的に果たしている役割ですけれども、高く評価しているわけですが、この阿賀野川水銀中毒事件の問題でも、ここから私感することは、実は、いま審議中のこの消費者保護基本法の運用にあつて、きわめて大事な問題を提起している。それは何かというと、あとで公取の委員長さんにも伺いたいのですが、厚生省は、この場合、やはり規制官庁の立場に立つ、通産省の場合には、産業を育成していく官庁なんですから、言ってみれば生産官庁だと、そういう関係から、やはりこの阿賀野川の問題についても多少意見が違つて出てきている。私は、これはかえつて国民にとつてしあわせなことだと、こういう見方をしているわけなんです。そういう意味で、たとえこの消費者基本法の運用にあたつても、一つの規格化をしたり標準化をやるのは生産官庁でいいじゃないか、しかしながら、これに違反したとかしないとかいうような取り締まりの関係については、これは規制官庁というものがやはり別個にあつて、そうしていくのが両方相まつてうまくいくので、育成官庁が即、取り締まり規制官庁であるという——従来問々あるわけですが、食品の問題にしろ、いろいろ今日の消費者行政の中では、そこにやはり問題点があるような気がする。そこで、阿賀野川中毒事件の今日の厚生省対あるいは科学技術庁なり通産省の考え方が、多少変わつて出てきているというこのあり方です。つまり、生産官庁は規制官庁であつてはいかぬ、育成官庁である官庁はこれは規制官庁になつていかぬのだという、こういう原則が確立をされていかないと、私は、消費者保護基本法といったようなものは、ほんとうの意味でうまく運用されていかぬのじゃないか、こういうふうな思ふものだから、これは厚生省を高く評価しながら、大臣に、そういうあり方についてはどうい

うふうにお考えでしようか。あるいは公正取引委員長に聞くあれかもしれないが。

○国務大臣(園田直君) 厚生省の今日における責任はきわめて重大であるというところは、御指摘のとおりだと考えております。したがしまして、公害も、ただいま審議されております基本法の消費者を保護するという立場も、私は、やはり同じものであつて、いままでと違ひまして、人間の生命と健康を守るという一つのワケがあつて、そのワケの中に生産があり、あるいは食品の販売、製造つぎまして、最後は人間の生命と健康に影響あるもの、害を与えるもの、こういうものは一本にまとめて私のほうで責任を持つのが当然ではないかと、同じ姿勢であると考えております。

○木村美智男君 私、たいへんそれでけっこうだと思ひますが、ぜひそういう立場でこれからの行政にも当たつていただきたいし、消費者保護基本法もでき上がったのですけれども、厚生省の指導というものをそういう姿勢でひとつやつていただくように、大臣、これはお願いしておきます。

まして、洗剤として使用する範囲においては障害を与える心配はない、こういう結論に達しております。

○木村美智男君 私、たいへんそれでけっこうだと思ひますが、ぜひそういう立場でこれからの行政にも当たつていただきたいし、消費者保護基本法もでき上がったのですけれども、厚生省の指導というものをそういう姿勢でひとつやつていただくように、大臣、これはお願いしておきます。

○木村美智男君 大体御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

○木村美智男君 三十七年に、ライポソフの中毒死事件というものがあつたね、これはまあ、洗剤として使用する限りという答弁ですから、それは、そういうことであればそういうことになりませんがね。やはりミルクと間違えて、世界で初めてですよ、死んだというのね。そういうことが一つあるということ。

○木村美智男君 ちよつとことばが足らんかったのですが、中性洗剤で、要するにハード型洗剤からソフト型に変わつてきたけれど、その名前は、ソフト型になつて危険性もないんだという

○木村美智男君 大御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

それから、三十五年の、実は、外国の話を出されたのですが、コンチネンタル・オイル・カソニーという会社が、米国の一流の洗剤会社ですけれども、実際の実験をネズミの皮膚にやりました、大体一キログラム当たり六グラム、ネズミに対して塗れば、一〇〇％これは死ぬという報告があるのですが、これは御存じですか。

○木村美智男君 ちよつとことばが足らんかったのですが、中性洗剤で、要するにハード型洗剤からソフト型に変わつてきたけれど、その名前は、ソフト型になつて危険性もないんだという

○木村美智男君 大御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

それから、三十五年の、実は、外国の話を出されたのですが、コンチネンタル・オイル・カソニーという会社が、米国の一流の洗剤会社ですけれども、実際の実験をネズミの皮膚にやりました、大体一キログラム当たり六グラム、ネズミに対して塗れば、一〇〇％これは死ぬという報告があるのですが、これは御存じですか。

○木村美智男君 ちよつとことばが足らんかったのですが、中性洗剤で、要するにハード型洗剤からソフト型に変わつてきたけれど、その名前は、ソフト型になつて危険性もないんだという

○木村美智男君 大御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

それから、三十五年の、実は、外国の話を出されたのですが、コンチネンタル・オイル・カソニーという会社が、米国の一流の洗剤会社ですけれども、実際の実験をネズミの皮膚にやりました、大体一キログラム当たり六グラム、ネズミに対して塗れば、一〇〇％これは死ぬという報告があるのですが、これは御存じですか。

○木村美智男君 ちよつとことばが足らんかったのですが、中性洗剤で、要するにハード型洗剤からソフト型に変わつてきたけれど、その名前は、ソフト型になつて危険性もないんだという

○木村美智男君 大御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

それから、三十五年の、実は、外国の話を出されたのですが、コンチネンタル・オイル・カソニーという会社が、米国の一流の洗剤会社ですけれども、実際の実験をネズミの皮膚にやりました、大体一キログラム当たり六グラム、ネズミに対して塗れば、一〇〇％これは死ぬという報告があるのですが、これは御存じですか。

○木村美智男君 ちよつとことばが足らんかったのですが、中性洗剤で、要するにハード型洗剤からソフト型に変わつてきたけれど、その名前は、ソフト型になつて危険性もないんだという

○木村美智男君 大御説明されたのをわかるわけですが、要するに、あとで、何というか、まあ端的に言えば、あわがいままで立ったが、今度はあわが立たぬという関係で、分解が困難と、比較的容易だ、それはわかつたのですが、結論的に言えば、やはりABSというものは含まれていふというふうな理解をしてよろしいのですね、ソフト型であつても。

それから、三十五年の、実は、外国の話を出されたのですが、コンチネンタル・オイル・カソニーという会社が、米国の一流の洗剤会社ですけれども、実際の実験をネズミの皮膚にやりました、大体一キログラム当たり六グラム、ネズミに対して塗れば、一〇〇％これは死ぬという報告があるのですが、これは御存じですか。

も、必ずしも無毒であるかどうか、いま、中性洗剤は非常に有毒だということで、皮膚から浸透して内臓をおかす、婦人の目まいとか貧血は大部分がこれが原因であるという説を立てる人もありますが、これはまだ学者の中では両論を立てているというふうなことでございます。しかしながら、洗剤をつくっている会社でも、この問題については相当、外部には出さず、研究しているように私は推察をいたします。薬とか、こういう国民多数が使い、しかも長年の間にいろいろの障害が出てくるものは、一応専門家の結論が出、厚生省の責任において許可いたしましたも、疑念があった場合にはさらに検討することが私は大事であると考えておりますから、何とか検討する方法を講じる、このように命じているところでございます。

○木村美智男 事務当局と、いまから資料を出してほんとにやれば三時間ぐらいいかかると思うのですが、大臣が途中で答えを出してしまつたわけですが、私、実はそこが、大臣の答弁がほしかったわけですが、つまり、疑念があれば検討するという立場を今日厚生省がとつていたかどうかということが、実はきわめて大事なことです。私は、大臣、おせじやなくて、ほんとに今日厚生省のとつている立場というものは敬服に値する。高く評価している。ある新聞によりますと、大臣が一人走り回つておつて、そのために下から突き上げも出ているというふうなことも言われているけれども、そんなことは気にすることはないから、われわれは全面的にバックアップするから、大臣自信を持ってひとつやつていただきたい。

るものですか、せいぜい、使用するときにはゴムの手袋を使うぐらいの指導は厚生省は今日直ちにやるべきだ。あと、いまの疑いのある問題については、ひとつ、大臣が検討を命じたということでありますから、その結論を待つて、また問題があれば提供することにして、これはひとつ、大臣の答弁で、私、きょうは了解をいたします。

したがって、行政指導的なものでけつこうですから、ひとつゴム手袋のようなものを使つていただいて、そうして洗剤からの被害というものと、とにかく魚が、川に流れてくるABSを食つて魚がおかしくなる。おかしくなつた魚を食つて人間が変になるという——阿賀野川の問題と直接的な関係はないです。ないけれども、因果関係をよく考えてみると、ABSと人間のからだという問題は、これはきわめて大事な問題を提起しているわけでありまして。したがって、具体的に、その製造禁止とか何とかなんという問題は、これは結論が出てからの話でありまして、いま野放しのままやばりやつておくことはたいへん問題がある。現に政府でも、中毒死事件直後に、外国からの報告を正式にとつて、西ドイツからも、それからアメリカからも、ですか、回答ももらつていてわけですが、これは日本政府として、三十七年の十月三十日にドイツの成田大使から外務大臣あてにきているやつは、結論だけ申し上げますと、ドイツではやはりABSの洗剤を使つて、しかも、野菜類等の食品に洗剤を用いて洗浄する習慣は一般にないといわれる。これはきわめて問題な点があるから、これが一つ。それから、アメリカの朝海大使ですか、これは三十七年の十一月一日にやはり外務大臣あてにこの状況を知らしてきて、野菜、果実等の洗浄に使われることはほとんどない。他には使つてはいるけれども、野菜、果実等には使つてない。——したがつて、もう一步進んで、野菜、果実についてはちゃんと問題があるのだということを、PPMの問題まで私出して議論しようと思つたのですが、きょうはそこまで私は申し上げません。いすれにしても、

とにかくゴムの手袋だけはひとつ使うような指導を当面とつていただきたいということを、これをひとつ大臣にお願いして、この問題は終わります。

○國務大臣(園田直喜) 疑わしきは身がまをすという姿勢で、御意見のとおりにしたいと考えております。

なおまた、御意見の中に、事務局と私の関係がありました。事務局は非常に一生懸命やつておりまして、決して対立しているわけではございません。

○委員長(大森久司君) 田代君。

○田代富士男君 きょうの委員会は、久方ぶりに厚生大臣が御出席になりました。私は参議院の物価対策特別委員会ができてからずっとこの委員会におりますが、委員長も三代おかわりになりました。いままでにたびたび、厚生省関係の質問が多かつたために、この三年間厚生大臣の出席を求めてきましたが、いかにせん、厚生省に物価委員会はきらわれたのか、一回の出席もございませんでした。そして、きょう御出席になつて、三時から三時半までの三十分だと、これを称して食いつ逃げというのじゃないかと思うのですが、そこで、いままでこの物価委員会の中で、特に私は薬品関係の問題を主体として問題にしてまいりました。お隣にすわつていらつしやる坂元局長に対してたびたび言つてまいりました。何とかして健康保険の赤字も埋めたいというところから、どこに問題があるかというところをいろいろ調べてまいりました。それが直接の原因じゃありませんが、その中の一つの原因になるのは薬の問題じゃないか。昨年も、活性ビタミン剤をはじめ、各品目に對しまして、メーカーが三〇%添付、五〇%添付、あるいは、はなはだしくは一〇〇%添付、そして景品等、そういう販売をやつてはいるその態度に對しまして私は追及してまいりました。そのたぐひに、いま説明をしていらつしやる坂元局長は、通達を出した、御趣旨ももつてもございませ、御趣旨に沿つて通達を出しまして改善をいた

しますと、たびたび言われてまいりましたが、私も改善されている一部は認めましたけれども、いま、厚生省は大いにやつてゐるというおはめのことばがありました。私の立場から言うならば、逆じゃないかと思うわけなんです。私が申し上げたことに對しては何ら反省の色はなし、そして、そのような薬の添付につきましては、最近巧妙になつております。昨年度も、私は、すぐにわかります、あらゆる組織があります、調べてみますと……、すぐにわかりますが、あまりにもひど過ぎるために、先日この委員会においても、そのような薬の添付の問題につきまして、正常なるあり方に戻つてもらいたいということを言いました。厚生省は行政指導をやつてゐると言われるけれども、実現されてないし、これに對して大臣はいかがお考えでございませうか。まず最初にそのことをお聞かせ願ひたいと思つてございませう。

○國務大臣(園田直喜) 御指摘の点は十分私も承認いたしました。今後善処いたします。

○田代富士男君 大臣が、善処します、ただ一言でございませうが、いままでたびたび聞いてまいりましたが、時間もありませんから、もう一つ……。

現在、薬関係の流通段階の問題でございませうが、メーカー、御問屋、第一次、第二次、第三次等、そして薬局あるいは病院、そのように流通段階がなされておりますが、問屋自身のあり方でございませうが、第一次、第二次、第三次、現金問屋等、いろいろあるものでありますが、ひっくり返して申し上げますと、いままではマージンだけで問屋あるいは卸屋としての経営をやつておりましたが、最近、すなわちC価がそのまゝC価で渡されて、メーカーから問屋へC価で来たものが、卸問屋から薬局あるいは病院に對してもC価でいつてゐる。卸問屋はどのような経営になつてゐるか、全部リベート制になつてゐるわけでありませう。私は、この問題についてこの前も言ひましたけれども、これは本来のあり方ではない。バックマージンによるところの今日の企業というもの

は改めなくちゃならない。これに對しても強く申し上げましたが、その事態に對しまして、大臣は、「善処します」ではなくして、抜本的にはどうすればいいか、そのことについて御答弁願いたいと思うのです。

○國務大臣(岡田直喜) 先ほどの御指摘の問題とリベットの問題も、厚生省では事務局から行政指導によつてしほし通達を出しているようでございますが、いまのところ実行されてない。あるいは、御指摘の問題ばかりではなく、要指示業の取り扱い等についても、正直言つて、あまり正直に行なわれてない。こういう点、いろいろ業の販売あるいはその他の点について問題が多いことは私も存じておりますので、ただ一片の通達、行政指導ではなかなかこれができない、こう考えております。したがうして、事務局長のほうで事務的に検討いたしておりますが、業の再認可、再許可あるいは取り消し、こういうものを事務的に再検討をやつておまして、これを基本にして、もう少し指導を強化したい。なお、厚生大臣は製薬会社については企業育成強化の任務を負わされている。それは、製薬といふものがきつめて人間にとつて重大であるのでありますから、そういうことも考えまして、ここであらためてとつと具体的に指導あるいは育成、あるいは取り締まり、こういう点について強くやつていきたいと考えます。

○田代富士男君 まあ、大臣の御決意を聞きまして、ほかの大臣と違ひまして、大臣は実行型の大員でございますから、ぜひとも実践していただきたいと思ひます。私がいふ何もやつてないといふことを申し上げたのは、大臣じゃない。大臣以下の人々がやつてないと言つてゐる。局長、変な顔していらつしやいますけれども、大臣の活躍は、イタイイタイ病のあの活躍というので、私はその点は認めますし、実行型でございますから、そのようにやつていただきたいと思ひます。

この前私は薬品の問題を申し上げましたが、きょうは化粧品の問題について少しお尋ねしたい

と思うのですが、これは厚生省と公取との問題でございますが、時間もありませんから、ちょっと公取のほうにお伺ひしたいのですが、公取ではレモン入り化粧品の問題が持ち上がりまして、レモン入り化粧品の不当表示防止法違反事実につきまして審査の申し立てが行なわれましたが、公取当局として、その後どのようにこれをお取り計らいになられたか、まず最初に、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山田精一君) レモン入り化粧品につきましては、現在調査を続けております。それから、業界のほうからは、公正競争規約をつくらうという申し入れがございましたので、現在それを指導中でございます。

○田代富士男君 そこで、いま公取の御意見も聞きました。厚生省当局といたしまして、当時、製造業者に対しては製品の回収を命じたということが一般紙にも報道されました。その中に発表された会社名を見ますと、公取に對して申し出がありました七社のほかに、わずかに一社だけになっていたわけですね。これはどういふわけなんですか。こちらからの申し立ては七社であつたわけですね。それが一社だけ追加で八社になつてゐる。厚生省当局としてどういふお考えでございますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 本年の二月か三月ごろ、レモン入り化粧品の不正表示がございました。そのときとりました措置は、いま田代先生の述べられましたように、即刻回収をやつたわけでございます。実は、これにつきましても、いささつがあるわけですが、昨年ポッカレモンの問題等が国会でいろいろ問題になりましたので、さつと化粧品業界に對しまして、不正表示の疑いがあるというふうなものがあつたので早速に自衛態勢をつくるようにといふことを業界及び都道府県に指導したわけでございますが、その後、われわれの監視の結果、依然として不正表示の疑いのある表示をしてゐたものがたまたま述べられた八社あつたわけでございます。ところが、その後調べましたところ、その八社以外に十六社

くらいのメーカーが、それに類するような行為をとおつておりましたので、この十六社の分につきましても、逐次回収措置を都道府県を通じて指導したといふような事情に相なつておるわけでございます。

○田代富士男君 まあ、最初申し出たのは七社でありまして、新聞に発表したのは八社である、そして現在十六社ほどそのような行政指導をやつておるといふことでございしますが、その七社と、追加のプラス一社の名前はお聞かせいただけますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) ただいまここに資料がございせんので、後ほど資料でお届けしたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を始めて。

○田代富士男君 そこで、公取の当局にお聞きいたしますけれども、いま事務局長が申されましたように、それほど早々と回収の措置をとつたことと對しまして、公取に對しまして、不当表示法違反の摘発を差し控えるようにといふような厚生省からの要求があつたのじゃないかといふことを耳にしたのですけれども、その点、はっきりと御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(山田精一君) そういうことはございせん。

○政府委員(坂元貞一郎君) 誤解があるようでございしますので、はっきり申し上げますが、私どものほうからも公取当局にそういう要請をしたことは全然ございせん。

○田代富士男君 ないといふことでございしますから、じゃ一応ないといふことにしておきます。

ところが、お尋ねいたしますけれども、これは衆議院においても問題になりましたが、公取委員の事務局長と厚生省の事務局長との間に交換された覚え書きについては、その後どのようになつておりますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 当該覚え書きは、

ちやうど不当表示防止法ができました直後に、当時の厚生省と公取当局との間で覚え書きを交換したわけでございます。この趣旨は、先生御存じのような趣旨になつておりますが、結論だけ申しますと、薬事法と不当表示防止法の法律関係、これは、確かにどちらを先に適用するかという問題があつたわけでございます。もちろん、法律の目的なり何なりは、それぞれ違ひわけでありましてけれども、実際の具体的な運用の問題になりますと、薬事法と不当表示防止法の関係が、どちらを先にするかという問題がございましたので、当時そういうような覚え書きを交換したわけでございますが、その後の運用におきまして、今日までこの覚え書きの趣旨といふものが決して法律の精神を曲げるような方向にわれわれは運用してない、私も厚生省当局もそういうふうな確信しております。公取のほうとわれわれとの連絡におきましても、そのような法律のそれぞれの精神なり趣旨を曲げるような方向でこの覚え書きといふものを運用するといふことのないように非常に気を付けて運用してきた。要は、このように不正表示の問題等について実効があがるようにしていくのがわれわれ行政当局の責務でございますので、そういう法律の精神にとつとめてこの覚え書きの運用をやつていつておる、このように考えているわけでございます。

○田代富士男君 いまの覚え書きのことにつきまして、公取のお立場として、あの覚え書きは不当表示法違反であることを認めて、無効の意思表示をなぜ厚生省に對しておやりにならないか。そういう疑問があるわけなんです。また、厚生省に對しましては、厚生省は積極的に公取に對しまして破棄の申し入れをすべきであるのに、なぜやらないのか。そのような疑いが持たれてもしかたがありません。公取は、この覚え書きがあるために動けないといふような認識を持つてゐるんじゃないか、そういう心配もするんですが、この点について、いかがお考えでございしょう。

○政府委員(山田精一君) 覚え書きを交換したし

ました当時は、私役所に在任しておりませんので、その辺の事情を詳しく承知いたしておりましたのでありますが、現在における運用といたしましては、格別私どもはあの覚え書きによる、表現は悪いかもしれませんが、拘束というようなものを感じておりません。したがって、私どもが不当表示であると認めました場合には、私どももいたしまして処置をとるつもりであります。

○田代富士男君　そこで、私は、この問題から一連のいままでの動きを見てみますと、この覚え書き一つをとりましても、私は厚生省当局にはまだ不明朗な点を感じざるを得ません。世間に対しても、いかにも取り締まりをやっているように見せかけまして、事実は、そういう業者をかばっているかと思えない面が多々見られるわけです。私は、そういう点について、もっとすっきりした態度をとるべきじゃないかと思うんですが、局長、いかがでございますか。

○政府委員(坂元貞一郎君)　私どものほうの薬事法に基づく指導監視は、法律の精神にもございませうに、危害防止、危害の発生を未然に防止し、同時にまた、危害が起きた場合にそれを排除するというのが法律の精神でございまして、そういうような精神に基づきまして、実際の法律の運用なり、あるいは行政指導をやっていくつもりでございます。ただいまの覚え書き等の問題は、公取委員長から御発言がございましたように、決してわれわれは、この覚え書きだけに終始しまして、実際の効果的な行政指導なら法律の運用が、おろそかになるようなことはやってはいけないうような気持で日常の業務に当たっているわけでありませう。

○田代富士男君　私は、この問題を強く申し上げるのは、一番最初に経企庁長官にお尋ねしましたが、時間がありませんからそのまま行ってしまうけれども、消費者保護の立場といたしまして、どういふ面に入力していくべきか。幾つもありますが、四本の柱をわれわれ示したわけ

です。一つは、経済的不利益からの保護、肉体的危険からの保護、公共サービス購入の際の保護、私的サービスの保護と、四本の柱を私はきょう示しました。これ、一本一本を検討していく予定でございますが、いま申し込んでいるこの問題は、一番目の経済的不利益からの保護、すなわち適正価格の保持、適正な広告の価格、適正な表示、不当景品類あるいは不当表示などを排除していくというこのことは、ここにおいて検討されなくちゃならない問題ではないかと思うんです。そこで、これは厚生省と公取との関係が、いまいろいろ出てまいりましたけれども、私は、特に厚生省の立場として、すっきりした面を――疑いを持たれるようなことがあってはならぬと思うんです。私はきょうははつきり申し上げませんけれども、一応言うておきます。それで、はつきりしない場合は、今度は出します、はつきり。はつきり申し上げておきます。

それだけにしておきまして、次は、化粧品品の質について次に申し上げたいと思っておりますが、この問題は、過般衆議院においても一回出されておりますが、厚生省当局は化粧品の成分内容の表示の必要なことを主張されてきたけれども、その理由は、医薬品と違って人体に及ぼす影響が少なからぬという答弁でございまして、これは、いまでも衆議院の委員会において御答弁されたその考えと違ひございませうでしょうか。いまよく新聞の投書欄を見ますと、その投書欄には、化粧品にも薬と同じく表示をしろというという主婦の声がたくさん出ております。だから、そういう面におきまして、衆議院の委員会においてはそのように述べていらつしやいます。今日もその姿勢は変わっていないのか、あるいは変わっているか、まず最初に御答弁願いたいと思

います。

○政府委員(坂元貞一郎君)　化粧品の成分表示でございまして、私ども、基本的には、先般衆議院で御答弁申し上げた点を現在でもとっていききたいと、こういうふうに思っておりますが、ただ、化

粧品の成分につきましても、新しい技術の進歩あるいは学問の進歩、そのようなことのために、全然現段階においてはわからなかったような副作用が将来わかってきてもいいというふうな事情もございまして、――少なくとも、化粧品は、先生お述べになりましたように、医薬品と違いまして、普通の場合には人体に対する有害作用というものが緩慢であるというふうなものに一般的にはなっておりますけれども、しかし、いま申しましたような事情もございまして、化粧品品の成分表示の問題につきましては、特に現在ホルモンを含有するものについては法的な規制を加えておりますが、このようなホルモンを含有するものとは類似するものも若干出てきておりますので、そういうふうなものについて、今後技術の向上に際しまして、前進的な方向でわれわれはこの成分表示の問題を考えていく、全般的な化粧品全部につきまして成分表示することについては、やまだ問題がこなれていないというふうなことでもございまして、副作用の程度の高いものが逐次出てきておりますが、そういうものについては早急に法的な規制を加えていきたい、こういうふうな考え方を基本的に持っておりますわけでございます。

○田代富士男君　いまの御答弁によりますと、ホルモン剤等は規制を加えていくし、また、これに類似する副作用の高いものに対しては法的規制を加えていくけれども、化粧品一般に対しては、人体に与える影響というものは緩慢であるために、そこまではやらないというところは、まあ、すべての製品の中でごく一部でありまして、あとはほとんど野放しというふうな状態じゃないかと思うわけなんです。そういうことから考えますと、これは四月五日の新聞に報道されましたが、砒素入り舶来のおしろい事件がありました、レフボンの問題です。だから、これは砒素の害毒というものは、足尾銅山もこのためにいま問題になっておりますが、桶自身が全部枯れてしまっているような、そういう害毒があるわけなんです。足尾銅山の問題

でございます。それからもう一つは、森永ミルクの問題です。これも、砒素の害毒によるところの、あのような、赤ちゃんが死亡したという事件が起きております。

そうしますと、いまのように、ホルモン剤とか、特殊な、それだけでとどめて、一般的には野放しの状態であるとするならば、このような砒素入り舶来のおしろいで問題になりましたレフボンなんかに対しては、どういふ考えであるか、その点。

○政府委員(坂元貞一郎君)　砒素入り固型おしろいの問題でございまして、これはすでに御存じのように、長年化粧品の原料基準というものをわれわれは学会と相談して検討をしてきたわけでございます。非常は内容的に、技術的にむずかしい問題がありまして、この成案を得るのが非常に手間どったわけでございまして、昨年、ようやく秋ごろ成案を得ましたので、これを厚生省告示として、この化粧品の原料基準というものを作成しまして、それで、その実施が本年の四月一日から施行になったわけでございます。したがって、この原料基準の実施がもうちょっと早まっておりますれば、この砒素入り固型おしろい問題は、おそろく防止できたんじゃないか。残念ながら、本年四月一日からこの厚生省告示によります化粧品の原料基準というものが実施になりましたので、その直前に起きた問題でござい

ます。この点は、まあ業界等に対するわれわれの指導がやや不徹底だったというところは、率直に認めざるを得ないわけでございまして、今後この原料基準というものを適切に、また間違いないように運用していく。と同時に、業界もそれを順守するというふうな方向にまいりますならば、砒素入りのようなことはおそろく今後未然に防止できるんじゃないかと、われわれはこういうふうに考えているわけでございまして。

○田代富士男君　いまの御説明では、原料基準の実施がもうちょっと早ければ、こういう事態は起きなかつた、それが残念であったということ

でございますが、この砒素入り舶来おしろいにつきましては、アメリカの大手メーカーの製品でありますし、世間の人々もこれを信頼しておりました。が、おそろしいことに、あのような砒素の毒物のために多くの被害者を出した事実があります。これを発見したのは厚生省当局じゃないのじゃないでしょうか。これを発見したのは、財団法人の日本消費者協会の行った商品テストの過程によりまして、これが出てきているわけなんです。

厚生省がさがしたわけじゃないわけなんです。そのようにして出されてきて、こういう薬品あるいは化粧品に対しまして監視体制をとらなくてはならないのに、厚生省としてそういうような取り締まりを何一つやっとなかったというところは、私は問題じゃないかと思うのですが、これは、当局としていかがでございますか。ただ単に、原料基準をちょっと早めておけばよかったというところ……。これから初めて監視をやるのじゃないのです。そういう人体に危害を及ぼすものはないわけでは、そのような監視体制というものはあつたはずなんです。しかし、それが生きていたか。その監視体制がどのように運用されていたのかです。それができてなかったからしかなかった。それが、それが済まされないうちのうちに、それは結果論になるかと思うのですが、しかし、これを改めていかなかつたならば、第二の、あるいは第三のこのような砒素事件等が起きてきたらばたいへんじゃないかと思うのですが、どうでございます。結果論になるかわかりませんが、いかがでございます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 今回の砒素入り固型おしろいの問題、まことに遺憾でございます。われわれのはの監視体制というものが、確かに結果的には十分であつたというところは、率直に認めざるを得ないわけでございます。私どものほうは、現在全国的に二千人程度の監視員を持つておりますが、立ち入り検査をします対象施設数というものは、実際の立ち入り監視員の数に對しまして非常に多いものでございますので、残念なが

ら、十分な監視ができていなかったというところ、こういう原因がある。と同時に、メーカーのほうの自家試験なり検査の体制というものも十分であつたというところもございまして、こういう結果を生んだわけでございますが、今後、私どものほうの監視体制というものを、早急に、今度の消費者保護基本法の制定に際しまして、強化してまいりたいというふうに考えております。

○田代富士男君 いまも答弁されましたが、この化粧品というものは、一貫して、まあいつも口ぐせのように言われていることは、ムードの商品であるということが言い伝えられているわけなんです。そのようなことから、厚生省は薬事法によつて義務づけられました監視行為というものをやっていたならば、こういう事故は起きてきていないわけなんです。いま局長の申されました、メーカー自身の自家の試験が不十分であつたためにいろいろな事故が起きているのであるから、これを改めていくべきだということでございますが、具体的に抜本的対策としてどのように改めていくのか。改めていくことだけでなくして、こういうところからまずいから抜本的にこのようにする……。もう少し詳しく、抜本的に強化する必要があると思つて、それから、それに対する具体的な方法、実行に ついての当局の考えをお聞かせ願ひたいと思つてます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 化粧品の不正なり不良化粧品の発生を防止するということについては、一番手つとり早いやり方は、何と申しまして、私どものほうの監視の組織なり機構を強化していく、これが問題だろうと思つてます。と同時に、また絶えずメーカー等についての、先ほど申しましたように、自家試験なり、何かそういうような検査設備というものを今後早急に充実強化していくように指導していく、こういうような点だろうと思つてます。したがって、私どもとしましては、消費者保護基本法の中にも盛り込んでおりますような、そういう事柄につきまして、今後来年度

予算以降の問題としまして、早急に前向きにそういう点の充実強化をはかつていきたい、かように考えております。

○田代富士男君 これはたぶん昨年ではなかったかと思つて、消費者団体の一つであります消費科学連合会が行なつた一般消費者の化粧品に対する商品知識というものを調査したわけなんです。それが三月か四月ごろであつたと思つて、が、発表されたわけなんです。それによれば、一般の人々の化粧品に対する知識というものがいかに低下していたか。商品化されているものばかりで、害はないのだと、そのようにもう最初からそれを見込んでいたわけなんです。そういうわけ

で、私は、こういうメーカー自身がそういう大衆不在の、そういう大衆をばかにし切つた、そういうものをつくるならば、たいへんなことになるんじゃないかと思つたわけなんです。そういうわけで、いま申されるような監視機構の強化というのは、検査設備というものは、やっつけていかなければならないと思つたわけなんです。事実、そのような製品が出回つていっているわけなんです。そういうことに対して、事態がこういう事態でございまして、この調査結果について、責任官庁といたしましてどのように今後指導し、対処していけるのか、お願ひしたいと思つたわけです。消費者の教育に対する……これは経済企画庁にもなつてくると思つたのですが、そういうメーカーだけでなくして、そういうところから、いかがでございますか。メーカーにもそうすると同時に、厚生省として、消費者はどうでもよろしいとお考えであるのか。その点ひとつお願ひしたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 御指摘のとおりでございます。一般の消費者も、化粧品等の商品に對する知識というものを今後レベルアップしていくというところは当然でございます。それと同時に、また、メーカー等の販売業者、製造業者、こういうものの良心的な営業というものを對するもの考え方について、われわれ責任官庁としまして当然そういうような教育をしていく、また同時

に、メーカーなり販売業者も自粛をして、営業を、いかに利潤をあげる私的企業とはいひながらも、やはり消費者のために奉仕するということ、そういう最近の国民の一般的な考え方、そういうものを十分反映していくように、私どもとしましては、今後、化粧品のメーカーの全国団体の組織等もございまして、そういう組織を通じて、また販売業者等の団体もございまして、そういう団体を通じて、いま御指摘のような点について十分配慮していきたい、かように思つて

いるわけでございます。

○田代富士男君 そこで、いま問題になつております消費者保護の基本法案の中では、消費者自身を中心としてわれわれは考えておりますが、この中で、肉体的危険からの保護ということもわれわれは特に意味していかなければならないし、そういうところで、いまさっきも、成分内容の表示の必要性を私は説きました。また、そういうことから考へまして、いま日本の国にいろいろな化粧品が出回つておりますが、その化粧品の名前を知るだけでも、いろいろな名前がいろいろありますが、日本語の名前というものが非常に少ないのです。日本語で読まれる名前というものが、そういうわけで、英語で呼ばれたり、あるいはフランス語で呼ばれたり、いろいろ呼ばれておつて、内容が全然わからない。理解しにくい。そういう点に對しまして、これを何とか、そういう成分の内容を表示というものをその名前とともにあらわすならば、これは、使用者に對しても良心的な一つのあらわれじゃないかと思つたわけなんです。こういう点について、さっきもちょっと尋ねたわけなんです。いかなる用途に使われるのか、そういう名称の下に日本語で新たに加える。これは化粧品業界のムード商品であるという、ムード一本で売り出していくのが販売方針の一つになつておりますけれども、テレビでもそうでございますが、いままでいろいろな名前をつけてきておりましたが、だんだん日本固有の名称等に切りかわつてきておられます。それに右にならえというわけじゃありません

が、そこまで、いろいろなメーカーに対して、薬なり化粧品に対して、そのように監督官庁として指導していく責任があるのじゃないかと思うのですが、その点、局長いかがでございますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 化粧品の各種の成分とマッチするような商品名を考へるというのは、おっしゃられる御趣旨は私どもとしては了解できるわけでございますが、ただ、私ども役所の立場において、商品名の個々の問題について、いろいろ行政当局から介入するというようなことは、やはり一つの限度があるかと思ひます。特に、商品のこのような名称の問題については、先生御存じのように、商標権の問題もございすし、役所の立場においてどこまでそういうような問題について関与できるか、非常にむずかしい問題が法律的にもあるわけでございますが、しかし、おっしゃられる趣旨は十分われわれも了とされますので、一般的な指導としましては、できる限り消費者のほうに便宜をはかるように、また、消費者に対して疑惑なり誤った認識を与えないような方法で、こういう問題は解決していく、こういう基本線については、十分われわれのほうも、業界のほうによく今日の実情を伝えまして、また業界自身もそのようなことをよく認識をしていただいて、今後の問題に対処していくように考えていきたい。かように思つておるわけでございす。

○田代富士男君 いまの、行政指導においても限度がある、業界の人々にも認識をせよというふうにしてやうていきたい、そういうことでございす。私、そのように実行していただきたいと思ひます。さらに、いますぐというわけにはまいらないにしても、商標名はそれぞれの企業の営業政策によつてきめさせるとしても、少なくとも、薬事法上にある機能を持った化粧品の規制名称については厚生省がこれをきめたらどうだろうか。これを商品に表示することを義務づけるべきであると思ひます。その点についてはいかがお考えですか。たとえば、薬であるならば、

名前の下に、かぜ薬とか、あるいは胃腸薬とか、いろいろ書いてあるわけなんです。そのように、化粧品だけでも、私は女でありませんから、ここにいろいろ資料がありますけれども、ここに女の山本先生がいらっしゃるから、山本先生に聞いたたら、化粧品のほうは早いのではないかと思ひますが、クレンジングクリームやら、いろいろな名前のクリームがあります。女の方はわかりだと思ひますが、往々にして間違ひもあるわけなんです。だから、薬の場合でも、名前の下に、胃腸薬だとか、かぜ薬とか、あります。あるいは乳製品でも、乳酸菌飲料とか、乳飲料とか、そのように書いてあるわけなんです。そのように、薬事法上にある機能を持った化粧品の規制名称としては厚生省が法定すべきである、表示すべきである、このように思ひますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 商品名の問題なり、あるいは化粧品の中にいろいろ分類がございす。が、こういう問題につきましては、確かに化粧品の数が非常に膨大になってございすし、また同一種類の化粧品も各メーカーの銘柄ごとに非常に複雑になってきておる実態は仰せのとおりでございまして、ただいまのような点につきましては、私、もうちょっと検討をさせていただきたい。そして、できるものでありますなら、そういう表示については前向きに検討していきたいと思ひます。でございますが、若干時間がかかるかと思ひます。しばらく検討の期間を与えていただきたい、かように思つております。

○田代富士男君 そこで、私は具体的な例をあげます。局長、私は、いつも局長に対する質問は裏づけを持ってやっておりますから、そのつもりでひとつ。ここに製品があります。これ。これを局長のところに持つて行つて下さい。これは、去る四月ごろ新聞にも広告が出されております。これは「リブロン」という薬です。リブロン。この広告が掲載されております。この「リブロンパック」

の主成分は——私は、薬の宣伝じゃありませんが、ここに書いてあるのを讀みますと、胎盤エキスの各種栄養素の働きで肌がきれいになって、漂白効果や、しみ、そばかす、はだ荒れ、色黒を治療する効果がありますと、そのように、これに書いてあるわけなんです。はだをりっぱにするんだと。そのようなリブロンパックは、栄養素の配合量の多いことや、治療効果があるために医薬品として認められておるといふことになっておるわけなんです。これです、局長。リブロン、いま製品はそちらへ届いたと思ひますが、これは見本です。見本ですが、これ、ただ単に見た場合は、何の薬かと思ひます。局長いかがですか。これ、リブロン何の薬だろう、そのような、内容の表示があるかないかによつて——表示がないわけなんです。この点、いかがでございますか、実際に申し上げまして。

〔委員長退席、理事岡本悟君着席〕

○政府委員(坂元貞一郎君) 私も専門家ではございせんので、いま直ちに見当が付きませんが、化粧品の中には、一般の化粧品というものと、それから医薬品的な化粧品、これはごく数は少のうございす。そういうものも一部あることは事実でございす。したがつて、おそらく、ただいまの御指摘の商品は、医薬品としての効能も認められてゐる化粧品かと思ひますが、ここでは直ちに私も商品名だけでは見当が付きせんので、後ほど正確なことは御報告いたしますが、医薬品の中に——薬事法にもございす。が、医薬品というのは、もともと疾病の診断、治療、予防に使用されることを目的とするものではございす。が、それ以外に、人の、または動物の身体の構造または機能に影響を及ぼすことを目的とするものというふうな法的な根拠もございすので、たとえば、はだ荒れをなおすとか何とか、そういうふうな効能、効果がかりに科学的に根拠を持ったものでありますならば、従来認めた例が若干程度あるかと思ひますが、おそらく、いま御指摘のような商品につきましては、どの分類に入るか、後は

ど詳細に調べまして御報告をさせていただきますと思ひます。

○田代富士男君 後ほど詳細に調べておつしやいます。私、これをずっとお聞きしたかったわけですが、私、調べてもらうことを申し上げますから、そつちで調べておいてください。私言いますから。一つは、胎盤エキスといふことになっておりますが、胎盤エキスとは一体何の胎盤をどのように操作して抽出したものか。これが一つです。それから二番目には、そのようにして抽出したエキスはどのような方法で保存性を保たしているのか。三番目には、これをどうしたかわかりませんが、乾燥粉末にしたとするならば、その中にはどのような成分が含まれてゐるか。四番目には、「胎盤エキスの各種栄養素」とあるが、どのような種類の栄養素があるのか。五番目に、かりに栄養素があつたとして、それを皮膚に塗るだけで吸収されるのか。六番目には、広告にあるような効果が実際にあるのか。広告にあるように本品は医薬品であるのか、いかなる根拠によつて医薬品として許可したのか。許可したのは、いつ、いかなるデータに基づいて行なつたのか。これを私は厚生省のほうに調べてもらいたいと思ひます。

私は、結論的にこの問題を申し上げますと、ここにも臨床文献がございす。いろいろ書いてございす。つづきに書いてあります。このようにして行なつた。しかし、これは、リブロンと一緒にいろいろな薬を、ピロミジン一日六錠とか、ジオール一日二錠とか、チオラ一日六錠とか、いろいろな薬を飲んだ結果そのような効果が出てゐるというのです。そうしますと、このリブロンだけの効果であるか、どの薬の効果であるかというところは、これはわかりません。ところが、広告には、「リブロンは医薬品として皮膚疾患を治すうえに基礎美容化粧品の役目も果たす」と、これは読んでみればもっともなことが書いてございす。もうこれは、いまにも色白くいいはだになると言わなければかりのことが書いてあります。この

中に全部書いてございます。文献もそろっており
ます。ここに、結論的に言うならば、私は、薬事
法並びに不当表示防止法違反であると考えます
が、それに対して、厚生省は許可している立場だ
から、まさか違反でございませうというわけには
いかぬと思いますが、厚生省の立場はいかがであ
るか。あるいは公取の当局御見解——いま申し上げ
ました七項目をここでやりながら、公取の見解を
聞きたかったんですが、調査不十分のために、こ
れはできませんけれども、概略申し上げますが、
厚生省の意見、及び公取の立場として、私は薬事
法並びに不当表示防止法違反であると、そのよう
に考えますけれども、いかがでございませうか。
まず最初に厚生省のほうから……

○政府委員(坂元貞一郎君) いままでいろいろ調
査の項目について御要望がございましたので、そ
ういふ問題を調査いたしましたので、ただいまの御質
問の薬事法違反かどうかということについてはあ
わせて検討いたします。本日のところは、答弁
を、恐縮でございませうけれども、保留させてい
ただきたい、かように思います。

〔理事岡本悟君退席、委員長着席〕

○政府委員(山田精一君) 私どもの立場といたし
ましては、当該商品が、実際のものまたは当該事
業者と競争関係にあります他の事業者にかかりま
すものよりも著しく優良であると一般消費者に誤
認されるために不当に顧客を誘引し、公正な競争
を阻害するおそれがあると認められるかどうかと
いう点で、独禁法に触れるかどうかということ
を判断いたしますわけでございます。ただいま御
指摘の七つでございましたが、諸点につきまして、
十分検討したいと思っております。

○田代富士男君 いま局長は、これを検討すると
おっしゃいましたが、いつまでに検討していただ
けますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 早急に検討いたしま
して、おそらく次回の当委員会までには結論を出
させるように努力をいたしたいと、かように思
います。

○田代富士男君 それじゃ、二十二日の委員会に
おいて、それを冒頭に、その調査した結果を、厚
生省の見解を述べていただきます。そのときにま
た、公取の立場としても私はお聞きしたいと思
いますが、いま申し上げるうちに、まことに憂うべ
きような実態がございませうが、これが起こって
きた原因というものを、一時的な解釈かわかりま
せんが、考えていくならば、第一に、化粧品メー
カーが法違反を平気で犯しまして誇大広告で化粧
品の効果を誤って植えてしまったことを今日
まで見のがしてきたという点に、まずあるのじゃ
ないかと思うのです。これが第一点です。

第二点は、監督官庁であるところの厚生省が、
いまさっきからたびたび申し上げておりますと
おりに、薬事法の精神をじゅうりんして、何らの規制
を化粧品に対して加えなかったからじゃないか
と思ひます。最近になりまして、いまさっき話があ
りましたホルモン剤、あるいはそれに類似するも
のに対して最近やってきたと言っておりますけれ
ども、こういうところの問題が私は含まれてい
るんじゃないかと思うのです。そういうわけで、厚
生省は、野放しにするのではなくして、基本的
には急激な害を身体に与えない限り規制しないとい
う無責任な姿勢に原因があるんじゃないかと思
いますから、大いにこれを反省しまして、また、売
らんかな主義一辺倒の化粧品業界に対しまして
も、間接的にチェックアップをしてもらいたい
と思うのですが、これに対する決意のほどはいか
がでございますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 化粧品につきましては
は、現行の薬事法の規定も、若干医薬品と違つた
取り扱いをしてきたような事情もございまして、
われわれ当局の十分な監視なり指導が及んでい
ない面があったことを認めざるを得ないかと思
いますので、今後、御指摘のような精神を十分に生
かしまして、この問題につきましては今後の指導
監督をさらに一そう強化してまいりたい、かよう
に思っているわけでございます。

○田代富士男君 それでは、最後に私は申し上げ

ますが、いま、今後努力していくと申されました
から、私は具体的な提案をひとつやりたいと思
うのです。それに対して、はっきり態度を示し
てもらいたい。三つのものを申し上げます。

一つは、化粧品の成分内容を、成分別に、その
配合割合を含めて、これを表示させること。よ
ろしいですか。二番目は、使用上の注意事項を具
体的に記載させること。三番目に、消費者を誤認さ
せるような虚偽または誇大広告は一切させないこ
と。私は最後にこの三つを提案しまして、この一
番、二番、三番に対して、局長はイエスかノーか
という態度をはっきりしていただきたい。私
はきょうはこれで質問を終わります。最後の三つ
です。

○政府委員(坂元貞一郎君) 第一点につきましては
は、先ほど申しましたような趣旨で、できるもの
から、しかも副作用の認められるようなものから
早急にやっつけていきたい、こういう考え方でござ
います。第二点と第三点については全く同感でござ
いますので、これに必要な態勢なり考え方は、今
後前向きに考えていきたい、かように思っており
ます。

○田代富士男君 それでは、きょうはこれで終わ
ります。

○委員長(大森久司君) 木村君。

○木村美智男君 厚生省の皆さんに、ちょっと
う一つ聞きたい問題があるわけですが、実
は、前回田中委員のほうからお話があったので
が、着色料というか、色素の問題ですね。時間の
関係がありますから端的に聞きますが、アメリカ
で禁止をされている赤色素というものは、何と何
があるのか。名前はいいですが、幾つぐらいある
か、それをちょっと教えてくれますか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいまの御質問のほ
うで、認めてないもので、禁止しているものを述べ
るようにということでございまして、認めてい
るほうを申し上げますと、赤系統の色素でござ
いますと、アメリカは十種類、日本は十四種類とい
う状態でございます。

○木村美智男君 一九五六年のローマにおける国
際ガン学会の会議でシンポジウムが開かれた際
に、発ガン性の危険のある色素というものが言わ
れましたけれども、大体、これは御承知でした
ら、幾つだったか、あとで……。私のほうにあり
ますので、名前を言っていると長くなるから、九
つあるというやつは、これは御承知ですか。

○政府委員(松尾正雄君) 着色料の中の発ガンの
性質があるというものにつきましては、ただ
いま先生の御指摘のとおり、これはなっております
が、国連の専門委員会におきまして、そういう
タール系の問題がございませう。特にタール系の問
題でございませうけれども、この着色料につきま
しては問題といたしております。今日の日本では、
その国連の専門委員会であらうと言われている
ものにつきましては、今日はおもてないとい
う状況でございませう。

○木村美智男君 それでは、例の食品衛生法の施
行規則の別表第二というやつね。これをもしお持
ちでしたら見ていただきたいのですが、日本では
タール系の色素をまだ十四種類認めているわけ
ですね。昔は食紅一つしかなかったわけですが、し
かし、今日十四ある中で、多少私問題だと思いま
すのは、これは色がきつとときれいに出てくる
から、わかりやすいので、この資料をこう見
ながら申し上げたいと思うのですが、たとえば、
日本で認めているやつでアメリカで禁止してい
るやつね。これを申し上げますと、ニューコクシ
ンという食用赤色一〇二号、これは日本で認めて
いるが、アメリカでは禁止していますね。それから
食用赤色一〇三号、エオシンというやつです。こ
れも同じです。それから一〇四号がフロキシ
ンというやつ。同じく赤色ですが、これもアメリカ
では禁止をされている。それから一〇五号、ローズ
ベングル、これもアメリカでは禁止されている
が、日本ではこれを認めている。もう一つ、赤色
といつても、ちょっと紫みがありますが、これは
アシッドレッド、一〇六号、これも日本で認めて
おいて、アメリカで禁止されている。日本で認め

ているやつで、アメリカで禁止をされているのがこのように五つあるわけですね。それから、いわゆる国際ガン学会が禁止をしているやつで、それで日本で認めているというやつが、またあるのですよ。しかも、アメリカが禁止をしている、学会が禁止をしているというダブルパンチになっているやつが、これまたあるのです。これはどうも私、問題だと思うので、いま、そのガン学会で禁止をされているやつを申し上げますと、さっき言った赤色色素一〇三号、エオシンというやつ、これはガン学会も禁止をしております。それから、日本で認めているやつで学会が禁止をしているやつの中には、食用緑色二号、緑です。これが、ライトグリーンSFというやつでございますが、学会は禁止をしている。それから緑色三号、これはファストグリーンFCFというやつ。さらに食用の青です。これはブリリアントブルーFCF、これも禁止をしている。さらに食用の紫、これがアシッドバイオレット6Bというやつですが、これも日本では認めている。そうしますと、この中で、ダブルで、アメリカも禁止している、国際ガン学会も禁止しているというやつで、日本で認めているのが、食用赤色一〇三号エオシンというやつと、それから食用黄色二号、オイルイエローABというやつですね。——間違いました。黄色二号は日本では認めておりませんから、いいですが、このように、エオシンの場合は、ダブルで、両方が禁止しているのに、日本で認めている。アメリカのほうが禁止しているやつを認めているやつが五つあります。

というようなことで、私は、この着色料という

ものは、今日問題があるような気がするのです。したがって、この十四種認めているやつを、もう一回再検討をして、有毒としてアメリカも認め、ガン学会も認めているような色素については、これはやはり禁止すべきじゃないか、こういうふうな思うのですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のように、アメリカで使っておりませんもので日本で使っておる

ものは先ほど申し上げたような数字の差によってあらわれておるわけでございますが、私どものほうでただいままで認めておりますのは、先ほど国連の専門委員会でははいかぬというふうにきめたものももう認めていないということでござります。アメリカでも禁止をしておるといふことよりも、まあそういう需要がないというふうなことで、使っていないというふうなものが実態のように私どもは承知しておるわけでございます。ガン学会のお話もございまして、学会としては危険だということのようなことを言っておりますが、そういういったようなものがすべて国連の専門委員会でもたいへん問題になりまして、逐次整理をした上で、あぶないものは明確なそういう結論を出す。私どもはそれを尊重いたしまして、先ほど来申し上げたように、それ以外のものは全部ただいまのところ承知は認めないというところでやってきましたわけであります。ただ、この問題につきましては、だから永らくにこういうものの態度でいいということは私もやはりとるべきでないと思います。科学の進歩ないうちの学問の進歩によりまして、従来は安全であるといわれたものの中にも、そういう影響があるといふことを指摘されておるといふことは当然考えておかなければならないと思っております。私どもも、絶えず弾力的に、流動的にこういうものに対処してまいりたい。国際のそういうデータでありますとか、あるいは国内の成績でございましてとか、そういうようなことに絶えず注目をいたしながら、これらが少しでも危険であると思われるものがあれば、次第に中止をしてまいるといふ態度で対処してまいりたいと思っております。

○木村美智男君　もう、午前中に少し声が大きくなりましたから、声は小さく申し上げますが、あなたは園田厚生大臣に学べと、こう反論したいわけです。国際ガン学会がやはりいろいろ検討した結果問題があるとされたやつは、さっき言ったように、疑わしきは排するという思想でいかなければ、やはり問題ですよ。いま私が見せたように、色が何しろ同じようなものですから、この中で

ブルバンチが一つあり、禁止されているものがあるから、こちらを生かして、ほかは消してくださる。実際上はたいして障害はないです。同じ色でしょうが。こういうものをやはりもっとよく見ていただいて、これは私ぜひひとつ検討していただきた。そういう姿勢を厚生省がとっていただきたことが、消費者基本法の成立の新しい段階を迎える厚生行政のあり方だという意味で私は申し上げたので、別におこる意味で申し上げたわけではないので、これは、そういう意味でひとつ検討してもらいたい。

それから人工甘味料の問題で、ズルチンですが、これはどうして禁止しないのですか。

○政府委員(松尾正雄君)　ブルチンにつきまして
も、実は、昨年でございましたか、昨年の十二月

からは、特定のものの以外には使用しないというふう
に、従来から見ますと非常に大幅に制限をして

しまったわけでありませう。御指摘のように、ズルチンの問題につきまして、私どもも、まだまだ整

理すべき問題があると考えておるわけでございます。日本でただいま認めました、限定いたしましたまし

微量に、少量に使われるといったようなものが、日本にいわれる食生活の中でまだ必要でございますし、また、ただいま申し上げましたようなソースの上からでも、他になかなかかわるべきものがなない、まあそんな点が配慮されて、第一的に非常に制限されたところで、まあ認めたわけでございます。そのほかは、一切全部禁止をするという措置をとってまいりました。ただし、これも先生御承知のとおりでございます。私どももやはりこのズルチンというものにつきましては、その後のいろんな国際的な動きでございますとか、そういうようなものもあるように聞いております。そういう段階に應じまして、よりきびしい態度をだんだんにとってまいりたい、こういう基本的な態度で臨んでいるわけでございます。

○木村美智男君 実はいまズルチンを使っているのは、日本とオーストリアと西ドイツ——西ド

イツのことをよく聞いてみますと、やっぱり糖尿
病の関係、したがって、西ドイツでは、そういう

意味で糖尿病患者が医者の方せんをもらって、
そして買うことができるという、言ってみれば、

薬扱いの許可品目になっているわけですよ。ここをやっぱ厚生省としても考えていただきたい

て……。従来より大幅に制限したということは私も認めますよ。しかし、ちよつとの甘さで、しょ

ます。チクロなりサッカリンの問題も同じような関係が出てきますので、あわせて、これも科学的な意味では検討していただきたい。

で、ついでに、特殊栄養食品の関係でございませうけれども、栄養改善法の十二条を見ますと、人形マークをつけているわけですが、十二条にはこういうことが書いてあるんですね。「販売に供する食品につき、栄養成分の補給ができる旨の標示」この「標示」が人形マークですけれども、

実際は、加工食品にこのマークをつけたものが高く売れる、こういう関係に最近なっている。ビタミンも添加して、とにかくマークをつければ高く売れるという、こういう状態。ミネラルも同じですけれども、消費者は名前につられて、特殊栄養食品ということになっていけば、これはやはり大した栄養があると思つて飛びつくという、これは心理はわかるのですけれども、しかし、保健衛生上ちょっと怪しいじゃないかという……きょうは化学的な成分の論争をしようとは思いませんが、そういう意見がうんと出てきているので、これはやはり、政府保証によつて値段のつり上げと

いったような弊害も出てきているから、私は、栄養改善法の十二条の前段「又は乳児用」以下はこれを残して、厳密に検証してやっていたら、けつこうだと思つたのですけれども、しかし、食品衛生法なら食品衛生法の方に持つていってやつてもらうことにして、特殊栄養食品の関係については、この前段をやはり削除をするということが必要じゃないか、こういうふうにかゝるのです、どうでしょうか。

○説明員(堀淵茂君) ただいまの御質問でございしますが、私どものほうで毎年国民栄養調査をやっております。この結果によりまして、まだ国民の栄養水準平均でも、カルシウムとかビタミン等は非常に不足しているわけでございます。したがって、この栄養改善法の趣旨から、強化を推奨していくべきであると考えているわけでございますけれども、ただいま先生の御指摘になりました、人形マークによつて価格を引き上げるとい

ような点は、私ども、法律にはございませうけれども、指導で、この許可基準、指導要領をつくつておりまして、その中で、強化することにより、その商品価格が不当に引き上げられることのないように指導してほしいというところを、都道府県を通じて、申請の際に指導するようにいたしているわけでございます。現実、一般概念上不当に高くなるような価格になるようなことのないように指導したというわけでございます。

○木村美智男君 時間がないから、議論をしていひますがございませうので、一応、言っている趣旨はわかると思ひますから……これは少しきょうと、やはり問題があるのです。それは、国民の栄養はそこまでいっていないからなんという理屈じゃいかぬような問題が起つてきているので、これはあらためて次の機会に開きます。時間がございませうので、やめます。

実は、新薬が十八品目、去年の十月、許可をいたしましたね。これについて副作用を業者に報告を求めているのですが、これはいままでどういう報告がなされているのか。どういうところよりも、報告がなされているのかないのか。それから、もしこの報告が来た場合に、その取り扱いを一体的にどうするか、そういうことをひとつ聞いてみておきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 医薬品の副作用なり安全性の問題、確かにこれは非常に問題があるわけでございます。国際的にも、WHO等がそのような副作用問題についてたびたび警告なり何なりをやっております。わが国においても、医薬品の副作用については、数年前からいろいろな手を打っているわけでございますが、特に昨年来、ただいま御指摘のように、新医薬品、新たに厚生大臣が許可をいたしました新しい医薬品について、大体二年間程度の副作用の報告義務というものを当該製造メーカーに義務づけたわけでございます。したがって、ただいまの御指摘はそのことだろふと思ひますが、これは、まだ副作用報告

の義務を命じたばかりでございまして、これから二年間、一定の方法で監視をいたしまして、それでその間、予期せざる副作用等の事例が出てまいりましたら、当然、厚生省のほうに報告をする、そうしてそれを受けて、私どものほうとしましては専門家に技術的に検討をいたしまして、しかるべく措置をしたい。その措置の内容としましては、従来からやっておりますように、製造許可の当時は予期できなかったような新たな副作用等が出てまいりますならば、それにつきまして、たとえば副作用の注意義務等をいわゆる効能書きに書かせるとか、あるいはそれ以上の重篤な副作用等が出てまいりましたら即刻製造中止等のしかるべき措置を必要に応じてやっております。い、こういうようなたてまえで、昨年の秋以来、このような、新医薬品についての二年間の副作用の報告義務を課するといふ、諸外国でやっております。したがって、まだ緒についたばかりでございます。したがって、今後始まるいろいろな新しい、新規開発の医薬品等についてはそのような手を打ちまして、副作用等についての対策を考えてまいりたい。こういう趣旨が先般の新聞に一部出たというわけでございます。

○木村美智男君 時間がないから、できるだけ簡潔にしてください。

クロラムフェニコールというやつ、要するに、要指示薬の関係で一応新聞には出ましたけれども、これはいままで、実際問題として、あまり取り締まりをやつてなかつたです。薬事法の四十九条では、医師の処方せんなり指示がなければ、本来こういうのを売ってはならぬと書いてあるにもかかわらず、これは、経済企画庁が委託して調査をした主婦の苦情調査というのを見ても、す、やっぱり抗生物質は大体六六六買っているんですよね、かつては。これはやっぱり重大な問題なので、この点で厚生省も気づかれて、一応通達を出すようになったようでありすがね、これは、指導として、もう少し試買ぐらいのことを

やつて、ひとつ強力に指導する必要があるんじゃないか、こういうふうにかゝる考えです。これは単に一片の通達をもつて終わりとしないで、もう少し丁寧な指導をする必要があるんじゃないかと、こういうふうにかゝる考えですが、これは、そう、そうでない、こういう返事でけっこうです。

○政府委員(坂元貞一郎君) 要指示医薬品の販売問題について、従来とく徹底してはなかつた点は、われわれも大いに反省をいたしているわけでございます。なかなか、全国の数多い薬局、薬店等がこの法律の規定どおり順守していくということが十分……われわれの監視の目をくぐつて行なわれていたといふことは、はなはだ残念でございます。そこで、今般、私どものほうで、アメリカのクロラムフェニコールの副作用問題に関連して、さらに従来以上にこの精神を末端まで徹底したいといふことで通達を出したわけでございます。したがって、いづれにいたしましても、この要指示薬制度というものは、根本的にはやはりわが国の医薬分業問題と関連したことになるかと思ひます。ので、いま厚生省で検討をいたしております医療保険の抜本対策、こういう問題と関連させまして、この薬の販売問題について何らかの手を打ちたいと、こういうふうにかゝる考えでござい

ます。

○木村美智男君 公取の委員長さん、たいへんお待ちせしめて恐縮ですが、ひとつ、この基本法に関連をして、今日、独占禁止法、現行の独禁法から除外されておる法律が三十六あるというふうに向つておるわけですが、法律百三十八号というのがございませう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律というの。私は、この中に、三十幾つあるやつを一緒に再編成をするというか、整理をして、法体系としても、やっぱりきちっとすると同時に、原則を明らかにして運用を便利にするという意味で、そういう整理をすることが必要なんじゃないだろふかといふことが一つ。

やつて、ひとつ強力に指導する必要があるんじゃないか、こういうふうにかゝる考えです。これは単に一片の通達をもつて終わりとしないで、もう少し丁寧な指導をする必要があるんじゃないかと、こういうふうにかゝる考えですが、これは、そう、そうでない、こういう返事でけっこうです。

それからもう一つは、この適用除外規定の中で、カルテルが実施されたことのないのが十ありますね。これは一体どうなるおつもりか。私は、こいつを廃止すべきだと、こう思っているのですが、その二点をお伺いしたい。

○政府委員(山田精一君) 適用除外に關する事項がいろいろ法律にまたがってございまして、非常に不便であることは御指摘のとおりでございます。できれば、関係官庁と相談をいたしました上で、一本の適用除外法規にまとめる方向に折衝を進めてまいりたいと思ひます。

それから、次に御指摘の、いままで一度も発動されなかつたのが十あるわけでございますが、これにつきましては、私どもの希望をいたしましては、すみやかにこれを整備してまいりたいと考えております。その方向で所管の官庁と折衝をいたしてまいりたいと考えております。

○木村美智男君 また、関連をするのであります。とりあえず、国税庁の関係にお伺いしたいのですが、リベートの問題でちょっと聞きたいのです。

メーカーが取引に際して出すリベートというのは、課税の対象になつてゐるのかどうかというところが一つと、それから、私は、ある意味では、にせ価格を明らかにすることになる、それから物価対策というようにことから考えても有力なものである関係で、これは脱税の防止という関係からいっても、この問題はほつぽつておくべき問題じゃないかというふうに思ふのですが、その点ちょっと伺ひたい。

○説明員(川村博太郎君) 現在、リベートの受け払いは、各種の業界にかなり見受けられるところでございます。その形態につきましても、仕入れ、値引きに当たる場合、あるいは割り戻しに当たる場合、その他各種の形態があるのであります。課税にあたりましては、仕入れ、値引き、割り戻し、いずれの形によるものにつきましても、当然、仕入れの経費がそれだけ少なくなる面、あるいは単なる贈与に当たるものでございまして、

それが雑収入になるというような観点から、これを課税の対象としております。

○木村美智男君 全部やつてゐるわけじゃないでしょう。いま言った特別なもののだけ。

○説明員(川村博太郎君) 取引に關連いたしました、取引先との間で授受されるリベートにつきましては、全部課税するたてまででございます。ただ、現実の税務行政の面におきましては、全部を把握するというにつぎましては、かなりむづかしい問題がございまして、申告納税のたてまででございます。業者の方々に、それを全部収益として、あるいは経費がそれだけ少ないものとしての申告を行なうというふうな指導もしております。

○木村美智男君 公正取引委員長に伺ひますが、今回の酒とビールの再値上げの關係であります。私は、私は多分に、第三者的に見て、今回の問題は、どうも価格カルテルの疑い濃厚であるという判断をしてゐるわけですが、この間新聞では、柿沼事務局長が衆議院で答えて、疑いがあれば独禁法で取り締まらなさいかぬという回答で、いづれ調査するということになつてゐるわけですが、その後何か言つてきておりますかどうか、ちょっと伺つておきたい。

○政府委員(山田精一君) 酒の二度目の値上げでございますが、これに關しましては、私どもの調べております限りにおきましては、現在までの段階におきましては、国税庁と申しますか、税務署の行政指導によつて値上げが認められておるといふのは正確な表現ではないように存じますが、届け出でが受理されておるうちに存じます。したがしまして、個々の行政指導、これは好ましいか好ましくないかは別といたしまして、独占禁止法に直ちにそれが違反するとは言ひ得ないように考えられるわけでございます。さうなわけで、今後

の動きにつきましては、違反の疑いがないかどうかは、十分注意して監視してまいりたいと存じておりますが、ただいままでの経過は、いま申し上げましたような次第でございます。

○木村美智男君 国税庁に伺ひますが、いまの委員長の発言を聞きまして、多少やうばりあれなんですが、五月十六日の新聞なんかを見てみますと、今回の値上げについて国税庁がやうばり関与してゐる。関与ということばが適当かどうかかわりませんが、いま意見の中にありましたように、行政指導という関係の関与ですね。どういふ行政指導をされたのか、ちょっと御説明していただきたい。

○説明員(佐藤健司君) 清酒につきましては、御承知のように、昨年の十月に、原料である米につきまして、百五十キログラム当たり千六百六十円という値上げが行なわれた。そのほか、労務費でありますとか、あるいは包装関係、その他いろいろ値上げの要因があつたわけでありまして、それから、卸、小売りの点につきましても、これまた労賃の問題、あるいは運送効率の低下によりまして、この運賃の實質的な増、そういういろいろな要因が重なつておりました。業界のほうからは、メーカー段階におきまして二十三元三銭、あるいは卸の業界では九円何角、それから小売りの段階におきましては十五円九十銭、こういうコストアップの事情があるという事実の説明をいろいろしておつたわけでありまして、これは、単純にこれを足しますと、四十七円九十七銭、約四十八円程度になることになりました。これはもちろん、いわゆる二級清酒・ハリットル当たりでありまして、こういう事情につきまして、清酒については、御承知のように、三十五年に公定価格がはづれております。その後基準価格制度をとつておるわけでありまして、この基準価格の制定につきましても、三十九年にこれをやめておりました。現在自由価格のたてまえをとつておるわけでありまして、ただ、こういうコストアップの事情が片一方にあるわけでありまして、片一方、また物価の問

題というのが非常にきびしく論ぜられてゐるときでもありますので、私どもとしましては、二級酒が大体清酒の中で六七・八%販売関係あるいは消費関係で占めてゐるわけでありまして、そういう二級酒につきましては、特に価格の上昇幅というものにつきまして、いかにコストアップの事情があるにしても、やはり合理的な金額の範囲内というものにすべきであらうというふうに考へてゐるわけでありまして、そういう観点から、いろいろ私どもコストアップの事情について各税務署から資料をとつておりました。それによつていろいろ計算を慎重にやつてきたわけでありまして、これが大体、私どものところで計算を厳密にやりますと、生産者、卸、小売り全体を含めまして約三十円程度になるわけでありまして、こういう関係がございまして、私どもとしては、これを外部に公表いたしますと、値上げそのものが大体ほかのところでもほとんど行なわれてくるという問題もあつたので、業界に対しては、値上げの事情があるにしても、やはり増税による値上げというものが五月一日に行なわれたわけでありまして、できるだけ増税の分とコストアップの分とは離すべきである、切り離してやるべきであらう、こういうことによつて消費者の理解もやはり得るというところで、そういう指導をしてきたわけでありまして、五月の二日に、群馬県の「福達磨」というところから価格報告書というものが――これは、価格を変更する場合には価格報告書を出していただく。私ども行政庁としましては、価格に対する法律上の権限はないわけでありまして、価格の状況を常に押さえておく、価格の状況というものをいつもキャッチしておくとおつた必要がありまして、そういう点で、価格報告書というものを各業者から出してもらうようにいたしておりましたが、これが五月の二日に出つてまいりまして、実際に価格が動きましたのが五月の六日ごろでありますけれども、そういう報告書が出てきましたために、これはやはりほかのところでも動いてくるかもしれないというところが考へられましたので、私どもの三

十円という、そういう合理的な計算をいたしまして金額というものを税務署のほうへ内々に流してあったわけでありまして。これによりまして、各税務署におきましては、価格報告書がほかの清酒について出てまいります場合に三十円というところをこれをチェックしていくということが行なわれたというのが実情でございます。

○木村美智男君 どうも私は、ちょっとやはりすっきりしないんです。これはどうしてかという、税金を上げたことによつて、酒、ビールが上げられた。それを追つかけて、また値上げをしたわけだね。だから、言つてみればダブルパンチだ。そうすると、コストアップという問題は、一酒造業界にかかわらず、あらゆる業界でやはりいまコストアップの関係は出てきているわけですよ。しかし、物価との関係があるから、できるだけこれを押さえる。で、真偽のほどはどうかかわらないが、経済企画庁が、何ぼ押さえても押え切れない、これは上がっちゃうのが無理じゃない。なぜだと言つたら、国税庁が大体三十円というところを、いま聞くと、税務署に流しておいて、税務署はそいつを基準にしてチェックした、そういう説明の限りでは、私は、こういう事態をもつて直ちにカルテル価格だとは断定はしませんけれども、こういう指導のしかたは私はきわめて今日の時点の中ではうまい。国税庁がそういうことで合理的な金額を出すなら、各企業に対してだつて合理的な金額を出してやらなければいかぬですよ。値上げ申請が来ているのは各省一ぱいあるんですからね。これは、あなたの方税金のほうを担当しているだけに、税金をよけい取ったんだから、おまえらも先にちょっと値上げを認めてやるといふようなことが感じられるんだが、これをすなおに考える人には、そういうふうな受け取られるような行政指導のしかたというのは、うまいくない、あなたがおっしゃるように、やっぱり増税をしたのと値上げの間隔を置くべきだというその基本方針をどうして貫かなかつたか。ほんとうは、それを貫いてくれれば、国税庁としてはりつ

ばだと、きょうははめるつもりでおつたら、逆にこういうことじゃはめるわけにいかぬわね。この点は、もうやっちゃつてしまったことだから、しょうがないから、次はやっぱりよく考えてやつてもらふねと、ある意味では一種の行政指導カルテルみたいな疑いを持つんですよ、ばくち自身としても。これは、一つの今後の問題として十分慎重にしたいだきたいということ、時間がありませんから、この点はこれでやめます。

それからもう一つ、公正取引委員会の関係ですが、例の冷蔵庫へ入つたのか、どこへ入つたのか、わかりませんけれども、消費者保護基本法が出る段階から、ちょっと何うんですが、再販についての洗い直しをやつて、そして経過は一切見ておりますが、大体四月一日、そこら辺でやろうというところで、いろいろ三つの事情が出てきたので、その三つの事情も、あれ以来大体一カ月半過ぎてから、大体見当がついたんじゃないかと、いふふに思ふんで、その洗い直しの結果を告示をするめどというものは、ある程度考えておられますかどうか。それは、うんと先のほうのことですか、近いことですか、そこら辺のことは、ひとつきょうは聞かせていただかぬと、どうも、消費者保護基本法は出すが、そつちははおかづりをしていふというんでは、ちょっと政治家の良心としてはうまい。

○政府委員(山田精一君) 従来指定しておりますところの商品の洗い直しにつきましては、前に御説明申し上げましたような事情もございまして、さらに検討を重ねておる次第でございます。それと同時に、これと反対の概念でございますが、一体、おとり販売というものの、あるいは不当販売と申しますか、いろいろな概念がございまして、これをいかに定義づけをいたしてこれを規制するか、この問題もあわせて検討をいたしておく必要があるものと考えますので、このほうの検討も急いでおるわけでございます。両方をならみ合わせまして、できるだけ早く結論を出したい、かように考えておる次第でございます。

○木村美智男君 厚生省に、締めくくつて伺いますが、食品衛生法の関係で、食品添加物の関係については国民生活審議会の答申にもございまして、これを一々読み上げません。しかし、そういう点では大事な問題ですから、条文から言いますと、四条の二号におきますただし書きの「但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りでない」、添加してもよろしい、とあるけれども、これは、先ほど問題を出しましたズルチン、防腐剤といったような問題があるので、ひとつ試験方法というものを政令で定めたらどうか。そうして、さつきお答えがありましたように、安全性が検証されたものについて、これが出なければ指定ができない、こういうふうに改めることが、やはり今日の段階では必要なんじゃないか。いままである法律だということにせよ、この趣旨にも賛成であるならば、実際の法文の改正の問題は、きょうどうこうということは申し上げませんから、十分検討していただいて、しかるべき機会に、この改正について具体化していただきたい。

それから二つ目には、先ほど申し上げたことにも関連をいたしますが、法十一條の関係、施行規則の五条の関係、別表三の関係、つまり、何といふますか、標示を義務づけられている、名前が、マーガリンとか、清涼飲料とか、魚肉ハムとかずつとありますね、これではやはり数が少ない。もつと別表三というやつはふやして、これは特に消費者保護の見地から相当具体的にチェックをしてもらいたい。そうして、この標示を原則とするというところに改める。何も知らない消費者であつても、店先に行つて見れば、その品物を見ただけで大体わかるというように関係に改めることが、これは消費者保護基本法としては大事な点ではないかというふうに考えるのです。この点は詳しい御返事は要りませんが、イエス、ノーくらいでけっこうですが、それが二番目。

それから三番目は、十三條に食品添加物の公定書というやつがあるわけでありまして、この食品添加物公定書というもののの中には、いろいろなものが実は入っているわけでありまして、この点について、さつきタール系着色料の問題を出したわけですが、WHOや国際機関で禁止されているといったような関係のものについては、やはりこの中から削除するということが必要で、これは私は、今度は逆に、最小限にとどめてほしいというわけなんです。

それからもう一つ、二十五條に食品衛生調査会というのがあるのですが、この中には関係業界人というところに入っているわけですが、さつき申し上げたように、やはり規格や標示をやるという、これを指導する官庁と取り締まりをする官庁と区別することと大体似通つた考え方になるわけでありまして、やはりこういう委員会に業界の代表を加えているというところに、実はいろいろなよどみや何かが出てきたり、すっきりしない点もあるのです。もちろん、そういう人に聞くことも大事だけれども、それはオプザバーなり参考人として別途意見を聞く方法を考へて、むしろそれによつて、実際の利害関係を伴う——利害関係というのは消費者としての、そういう人を主体にして学識経験者をもつて構成するようにすることが必要じゃないか。これは何も食品衛生調査会のみに限るませんが、大体多くの委員会が普通運営しているようにしてもらいたいと思うのです。

食品衛生法の関係で、以上五つですが、大体イエスかノーくらいでけっこうでございますけれども、伺います。

○政府委員(松尾正雄君) 添加物につきましては、先ほど来先生の御指示のような方針で臨んでまいつてございまして、したがって、公定書の整理ということも、その際に同時にあわせて行なつていくつもりでございます。それから標示の問題もございまして、食品の成分規格というものがございまして、もつと幅広く整備をするということが必要である、それにあわせて、同時に、その標示制度というものをやはり整備する、こういう態度で検討を進めたいと

思うのであります。

なお、ついででございますが、標示につきましても、ただいま先生が御指摘のように、だれが見てもわかるというような標示というものがやはり大事でありまして、間々いたしますと、専門家だけが見てわかるような符号というものが一般に習慣的に使われているものもあるわけでございますが、それではやはり消費者のほうの選別には不適当ではないか、かような点も、標示制度としては、あわせて検討したいと考えております。

それから食品衛生調査会構成につきましては、私どもは、現在の構成の中では、御指摘のような方針で臨んでいるつもりでございます。ただし、法律上は、御指摘のような、そういうものの入り得るような表現になっております。やはりこれは、国民の食品衛生という観点に立ちます以上、厳正中立な学識経験者というものが中心になって、それによって結論を出していただく。ただし、その運用にあたりましては、いま御指摘のように、いろいろなほかの方の意見というものを、実際の運営としては、よく聞いていくという機会を持つことは全く同感でございます。したがって、さような点等も含めまして、私どもは食品衛生法の改正という事に早急に着手をいたしたいと、こう考えております。

○木村美智男君 いま標示の問題が出ましたので、公正取引委員長に実はひとつのことをお願いしておきたいんですが、公正競争規約ですね、だいぶ最近、かん詰めその他指導監督をされているようです。私は、あれはなかなかいいことじゃないかと思つていますが、問題は、公正競争規約に加盟していないもの、これに対しては効力を持たないわけでしょう。そうすると、逆に言えば、正直者がばかを見るような面もないわけじゃないですね。したがって、そういう点について、規約で定めている表示方法が、入っていない者の活動で、もし混乱をするというふうなことがおそれあるときには、公正取引委員会がその規約に定まっている内容というものを参酌をして、

そういう業者に対して、それを守っていくように義務づけるというふうなことに法改正をしない、取り締まり上、ほかに方法があればいいんですが、ないとするなら、そういう必要があるんじゃないかと思つていますが、この点はどういうふうにお考えになりますか。特に牛乳、かん詰めの問題で積極的に行き出している点の評価をしながら、伺うわけです。

○政府委員(山田精一君) 公正取引委員会としては、従来、ああいうような公正競争規約ではございませんけれども、やはり、どこまでも加入脱退の自由を尊重するというたてまえで従来まですりやましておりました。それから、それにより、もしもアウトサイダーが著しく有利になりまして、加入した者、正直者がばかを見るということになりましては、これは何にもなりませんので、私どももいたしましては、アウトサイダーが公正競争規約によって定められておるべき表示をなさないで、あるいはそれに反する表示をするようなことによつて、不当にほかの競争者よりも有利な地位を占めたというような場合には、本則に戻りまして、少なくとも大部分の業者が公正競争規約においてかくかくのことを定めております以上、それらの表示をいたしますことが、正常な商慣習、その業界において正常な商慣習になつておるものと認定いたしまして、正常な商慣習に反して、ほかの競争業者に対して著しく自分の商品が有利であると消費者を誤認せしめたというふうなことで取り締まるようにいたしてまいりたいと考えておりますが、御指摘の点は、なお十分検討いたしてみたい、かように考えております。

○木村美智男君 いまの公正競争規約の問題で、第四条で、私は、業者間だけの問題じゃなしに、これは新しい問題かもしれないが、一般の消費者にわかるように、何というか、必要なものについて、たとえば危害予防みたいな、関係するようない問題なんです、消費者を保護するために、公正取引委員会が特に必要であると認めた場合に、不

当な表示の禁止規定に違反する行為がやられるというのを防ぐために、公正競争規約に照らして必要だと思ふような表示事項というものを一般に公示できる……業者間の問題じゃなくて、もう一般に見て。したがって、あそこの業者はだめだというふうなことがすぐわかるように、また、それがはっきりしていると、今度は逆に、業者が違反ができない、表示事項に。そういう牽制の意味を含め、一般消費者にはなお歴然とわかるようなこと……だから、何でもかんでもそうするというのが、これは多少問題があるかもしれないが、特には公正取引委員会が必要と認めた場合にはそういうことが公示できるような、そういう法律の新設というのか、新しく設けるということ、これは、きょうはちょっと事前に御検討いただいておりますから、まあ、検討する必要性があるかどうか、私は検討に値する問題だと思つておすけれども、いかがでしょう。

○政府委員(山田精一君) ただいまの御指摘の点でございますが、不当景品類及び不当表示防止法の第四条の第三号というのが「前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある」と認めて公正取引委員会が指定するもの」という条項があるのでございますが、現在に至るまで、この指定が一つもないのでございます。これを、実は、近くある件につきまして指定を出そうかと研究をいたしております問題もございまして、これをある程度運用いたしてまいりますれば、ただいまの御趣旨に相当程度かない得るかと思ひます。そのほかに、さらに告示でございまして、公示する制度をどういうふうにいたすかというところは検討いたしてまいりたいと考えております次第でございます。

○木村美智男君 それは、委員長、それでけっこうですが、この前、ルームクーラー問題で、カテゴリーを景品に出すことについて、網島商店とGEですか、あれを押えましたね。あのあと、こ

ういうことをやっていますね。今度は、会場に集まつてきた人に抽選券を渡して、自動車だ、こつ来たわけですね。そうすると、これは取引に直接附随しませんね。大体文字上からの関係としては、結果としては、だいぶ関係ありますけれども、そういうものは明らかに私は脱法行為だと思つたのですがね。明星ラーメンがいろいろやっておりますよ、五百台のカレーテレビとかいうやつを。消費者保護という観点は何かと言つたら、そういうものを出すだけの余地があるなら、その売る品物のほうに回して値段を安くしろというのが基本の精神だろうと思う、あの法のね。そうして見ると、私は、さっそく、あの附随するものももちろん当然でありますけれども、附随しなくても、結果的に附随したと同じような、あるいは不当な顧客誘引になるようなものについては、やはり公正取引委員会が取り締まれるような条項にしなければならぬんじゃないか。こう思うのですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(山田精一君) ひとりルームクーラーにとどまりませんで、このごろ新聞紙上の広告などでござらぬ限り、おわかりいただけましたように、非常に脱法すればするところでもつてうまい懸賞が横行いたしております。私どももこれを放任することができませんので、告示の改正につきまして検討をいたしておる次第でございます。また、どの程度までこれを規制し得るか検討中でございますけれども、できるだけこの取引附随というものを広く解釈をいたしてまいりたいと思ひます。こういうふうなことを考えております。

○木村美智男君 委員の皆さんにもたいへんおそくまで恐縮ですが、もう全部はしりまして、委員長、最後に残されましたので、一つだけ特に申し上げておきたいんですが、私は、いまの独占禁止法という問題は、この日本の現行の独占禁止法というのは、日本経済のほんとうに民主的な今後の何回かの改正を受けて、そしてまあいままやほんとうに手をもがれ、足をもがれておりますけれど

も、しかし、それであつても、なおかつ、今日独禁法というものの存在意義というものは、やっぱり厳然としてあると思つてゐるんです。それが実はいま重大な関頭に差し加つておる。それは何かというと、前後三回にわたつて本委員会でも取り上げました大型合併の問題ですが、私は、管理価格問題ということよりも、むしろ——シェアや管理価格ということも問題であるけれども、実はさつきも企画庁長官に申し上げたように、企業間格差という問題が大きな落差を生ずる、それは通常の状態じゃなくて、寡占状態の中で、しかも独占的なものが一つ先行をして、ここに大きな落差を生ずるような、こういう関係は、何としてもこれは今日の独占禁止法からいって認めらるべき性格のものではない。これは私の見解です。もしかりにこれを認めていくとすれば、最後のとりである独禁法の十五条第一項というものは有名無実になつてしまふ。そのことは、言いかえれば、多少委員長にはきびしく感じるかもしれませんが、これは公正取引委員会の自殺行為につながる、私、こういうふうに思つてゐます。従つてこれはほんとうに産業界あるいは新産政策にも関連する問題ではあるけれども、いまの全体の物価の問題やら、国際競争の関係やら含めて、財政政策、金融政策、そして独禁政策という三本の柱の中の、もう本来われわれの側、国民の側として、たよるべきものは、今日もう独禁政策以外には、実際はもう希望を失いつつある。その最後のとりでだけは、これはやはり、公正取引委員長ね、私は守り抜いてほしいという気持ちを実は申し上げたい。これは答弁を必要といたしません、厳正かつ中立で独自の立場から判断をすると委員長の言われたこと、やはりそれ以上のことについてお答えを聞こうと思ひませんが、どうか、そういう意味で、いま注目をされておる。で、先ほどからいろいろ質問をいたしました、表示の問題や、景品の問題や、あるいは再販問題や、あります。ありますけれども、私、ほんとうの気持ちを申し上げれば、もう、いままでやつてきたような問題

は、この合併問題を除いたら、ごみみたいな問題だ。だから、再販の問題についても私あまり強く言いません。本来ならば、委員長、何だ、四月一日、うそ言つたじゃないかと言ふところですが、しかし、そういうことはあえて私言わない。ということは、もう比重が違ふ、ウエートが違ふ、本質的に。このところをぜひあなたに、物価対策特別委員会の立場として、これは特に申し上げる。このことは、やはり歴史的な新しい一ページを飾るかどうかの境目に、実は大事なところに、委員長は立つておられる。あまり責任を重く感じることであつては、なんですけれども、そういう意味で、特にこの点は答弁要りませんが、申し上げて、私の質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○政府委員(山田精一君) 先生の御意見、ありがたく拝聴いたしました。私も考えますところの今日における独禁法の意義が十分に發揮されますように、厳正に慎重に運用いたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する今日の質疑は、この程度にとどめたいと存じます。

○委員長(大森久司君) 委員の異動について報告いたします。

本日、渡辺勘吉君が委員を辞任され、その補欠として松永忠二君が選任されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和四十三年六月一日印刷

昭和四十三年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局